資料３－２

千葉市高齢者保健福祉推進計画
（介護保険事業計画）【計画年度：平成27年度～29年度】
（案）

※本資料は、１１月２８日時点の検討状況を基に作成しています。今後の検討状況により内容の変更がありますのでご留意願います。

目次

第1章　計画の策定について……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……1
３　計画の期間……2

第2章　高齢者を取り巻く状況……3
１　高齢者人口等の推移……3
２　介護保険の現状……5
３　高齢者福祉と介護保険に関する調査……11
４　介護保険制度改正の概要……13
５　日常生活圏域……15

第3章　計画の基本的な考え方について……17
１　基本理念・目標……17
２　施策の取り組み状況と今後の課題……17
３　今後の方向性……19

◆施策の体系……20
◆施策体系……21

第4章　施策の取り組み内容について……30
１　地域包括ケアシステムの構築・強化……30
（1）あんしんケアセンターの機能強化……30
（2）在宅医療・介護連携の推進……32
（3）認知症施策の推進……38
（4）生涯にわたる健康づくりの推進……43
（5）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進……47
（6）高齢者の住まいの安定的な確保……55
（7）支え合いの体制づくりの促進……58
（8）安心安全なまちづくりの推進……61
２　生きがいづくりと社会参加の促進……64
（1）社会参加活動の充実……66
（2）高齢者の就労支援……69
３　尊厳ある暮らしの支援……70
（1）高齢者虐待への対応……71
（2）成年後見制度への対応……72
４　介護基盤の整備……73
（1）介護保険施設等の適正な整備……77
（2）介護人材の確保・定着の促進……81
５　介護保険サービスの提供……82
（1）介護保険サービス提供の見込み……83
（2）低所得者への配慮……91

（3）介護給付適正化の推進 92
第5章　計画の推進に向けて 94
1　体制整備の推進 94
2　進行管理と事業評価 94

第１章　計画の策定について

１　計画策定の趣旨

わが国では、超少子高齢社会が急速に進行しており、2025 年（平成 37 年）には団塊の世代が全て 75 歳を迎えるなど、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、さらには認知症の高齢者の増加が予想されています。この状況は、千葉市においても決して例外ではなく、平成 27 年には４人に１人が高齢者となるとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯においても、平成 17 年から平成 29 年にかけて、約 2.82 倍に増加するものと見込まれています。

限りある財源のなかで、これまでと同水準で多様な介護サービスを確保するためには、抜本的な制度の見直しが必要となります。

平成 27 年４月から施行される介護保険制度の改正では、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図ることが示されています。

千葉市の高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）は、高齢者福祉に関する事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組むべき課題、目標などを定めており、改正介護保険制度を踏まえ、平成 24 年度に策定した計画【平成 24 年度～26 年度】を見直し、2025 年（平成 37 年）を見据えた新たな計画【平成 27 年度～29 年度】を策定するものです。

２　計画の位置づけ

高齢者保健福祉推進計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

また、高齢者保健福祉推進計画の策定に当たっては、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりを推進する「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）をはじめ、他の関連する個別計画との連携を図るとともに、高齢者保健福祉施策の基本的方針を示すものとします。

◆高齢者保健福祉推進計画と他の計画との関係

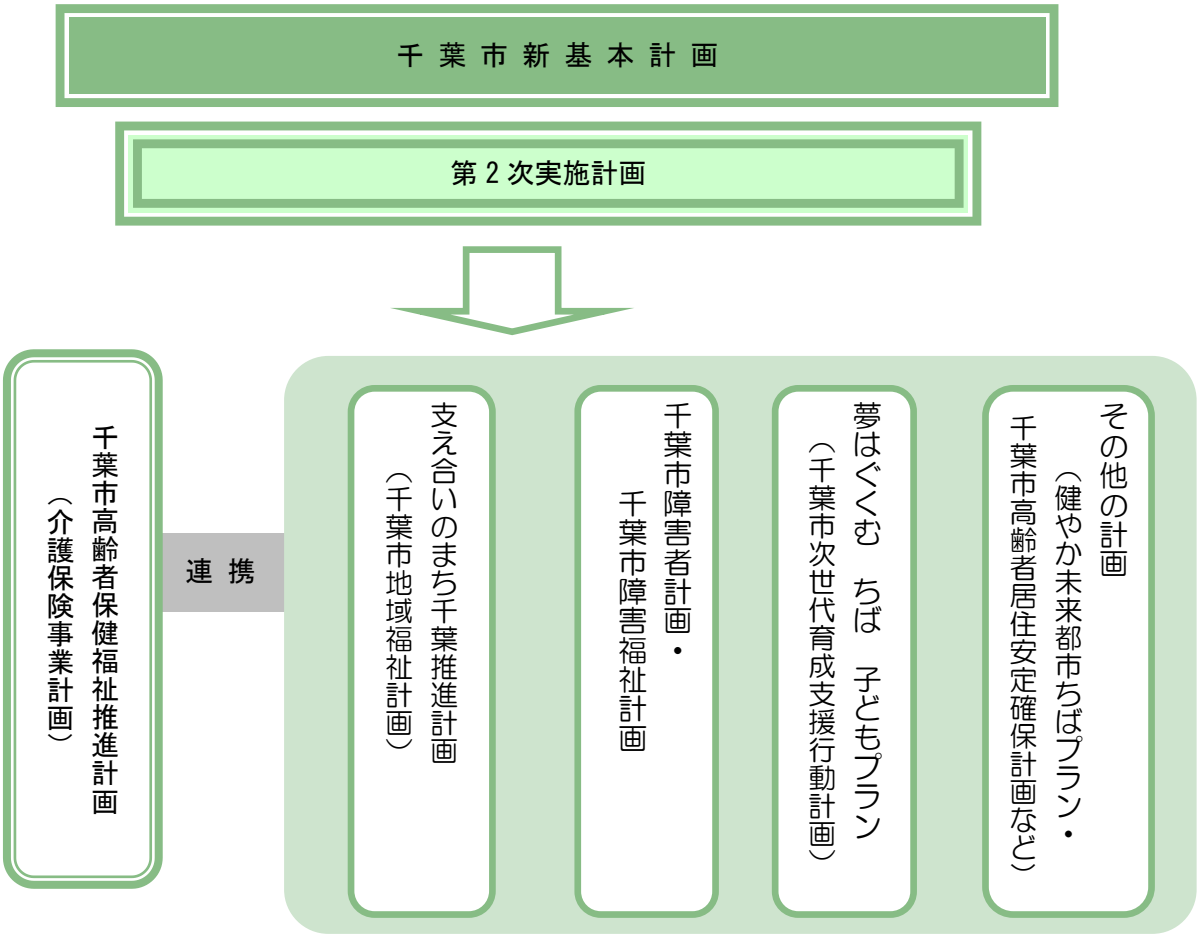

3　計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 3 か年の計画とします。また、計画期間が終了する平成 29 年度には、評価、見直しを行います。あわせて、高齢化が一段と進む 2025 年（平成 37 年）を見据え、「地域包括ケアシステム」を視野に入れた計画とします。

◆第6期計画の計画期間

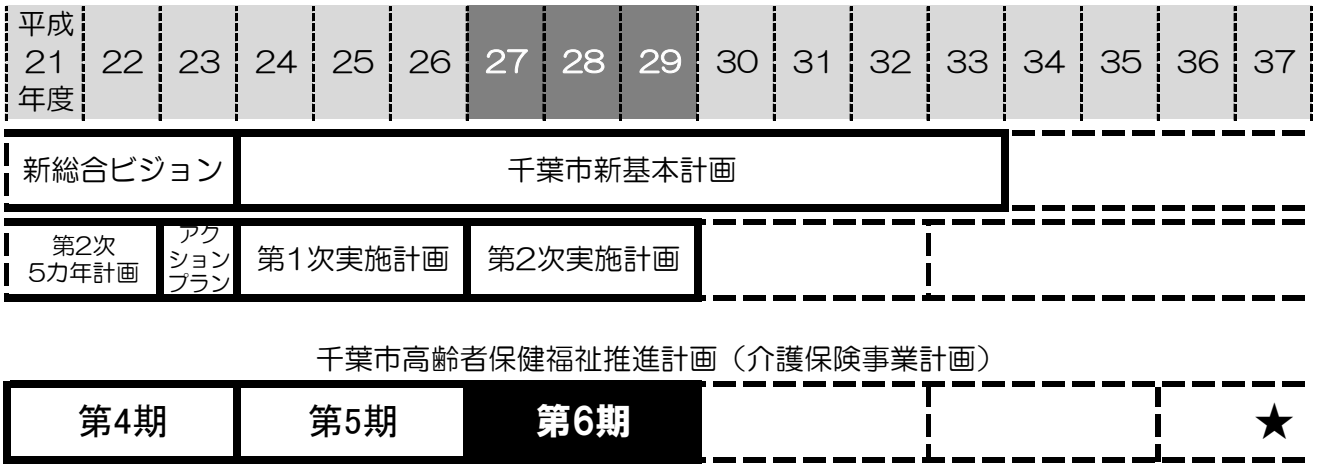

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　高齢者人口等の推移

（１）高齢者人口、高齢化率の推移

高齢者人口はさらに増加、なかでも 75 歳以上の増加が著しい

◆高齢者人口の推移

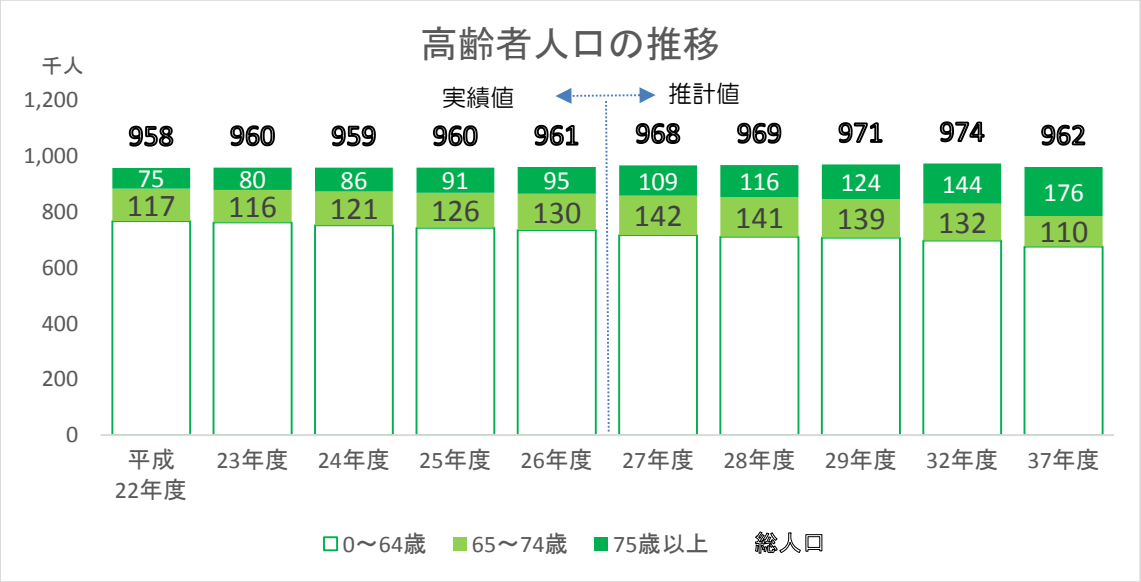

◆高齢化率の推移

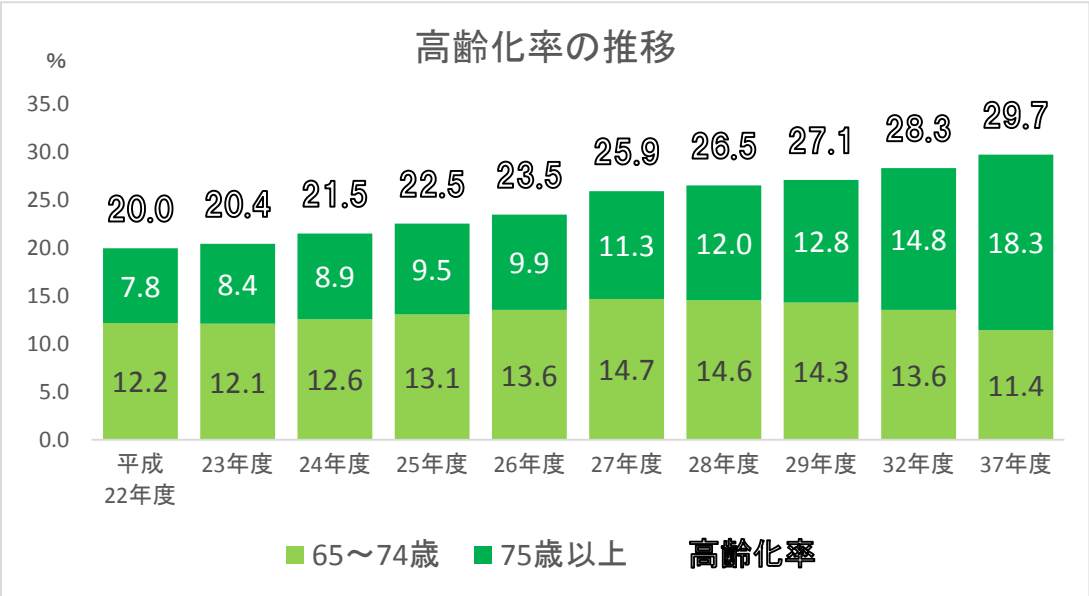

（２）一人暮らし高齢者数の推移

一人暮らし高齢者は平成 37 年度に２０％を超える見込み

◆一人暮らし高齢者数の推移

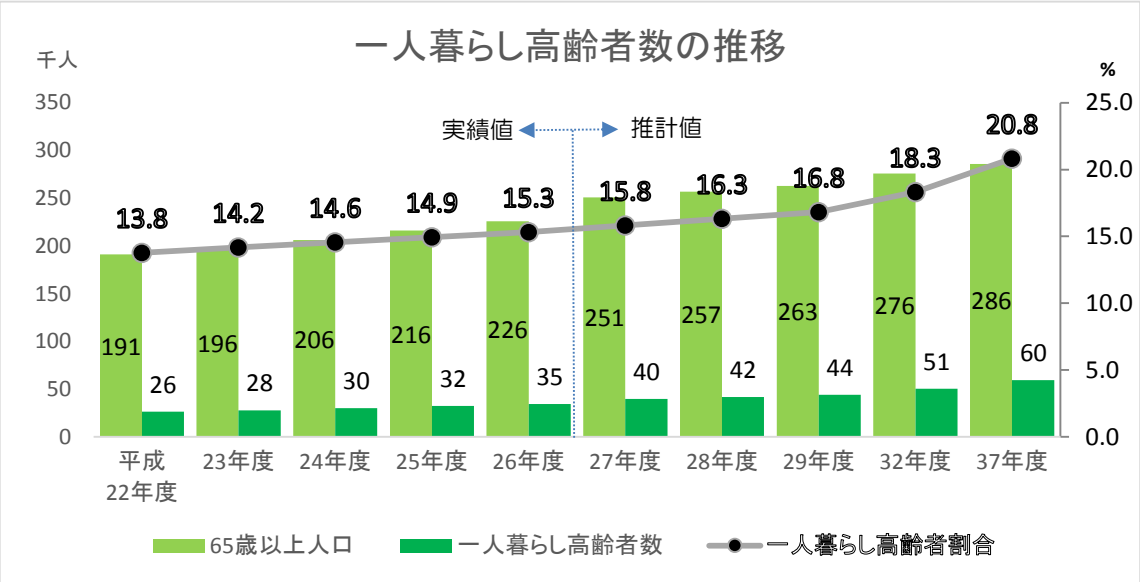

（３）認知症高齢者数の推移

認知症高齢者も増加しており平成 37 年度には 12.8%へ

◆認知症高齢者数の推移

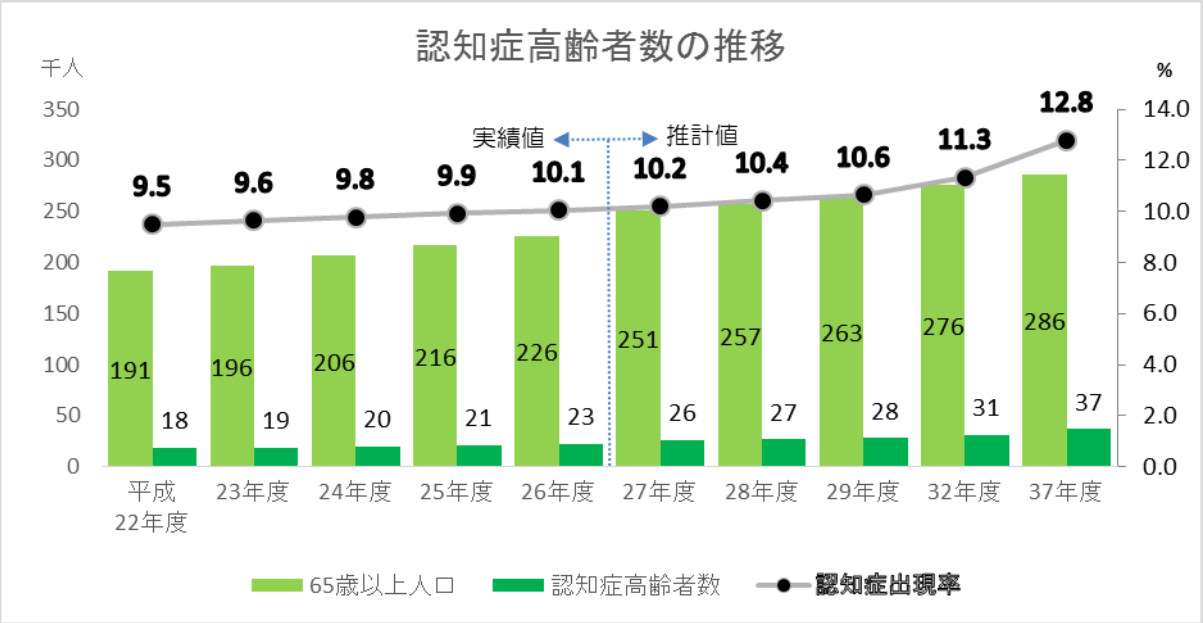

注：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。（H24.8 厚生労働省推計より）

２　介護保険の現状

（１）要支援・要介護認定者数の推移

認定者は増加傾向、なかでも要介護１の割合が増加中

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年比
第1号被保険者数		188,127	192,552	200,012	211,376	220,588	1.04倍
要支援・要介護認定者		27,074	28,329	29,037	31,306	33,318	1.07倍
	第1号被保険者数	26,028	27,280	28,023	30,286	32,299	1.07倍
	第2号被保険者	1,046	1,049	1,014	1,020	1,019	1.00倍
認定率（第1号被保険者）		13.84%	14.17%	14.01%	14.33%	14.64%	―
要支援・要介護認定者		27,074	28,329	29,037	31,306	33,318	1.07倍
	要支援1	3,994	4,451	4,120	4,376	4,567	1.04倍
	要支援2	3,983	3,821	3,751	4,063	4,343	1.07倍
	要介護1	4,635	4,951	5,387	6,123	6,859	1.12倍
	要介護2	4,492	4,787	4,958	5,299	5,591	1.06倍
	要介護3	3,632	3,604	3,796	4,067	4,458	1.10倍
	要介護4	3,420	3,535	3,757	3,970	4,040	1.02倍
	要介護5	2,918	3,180	3,268	3,408	3,460	1.02倍

※各年年度末現在

◆要介護度別認定者割合の推移

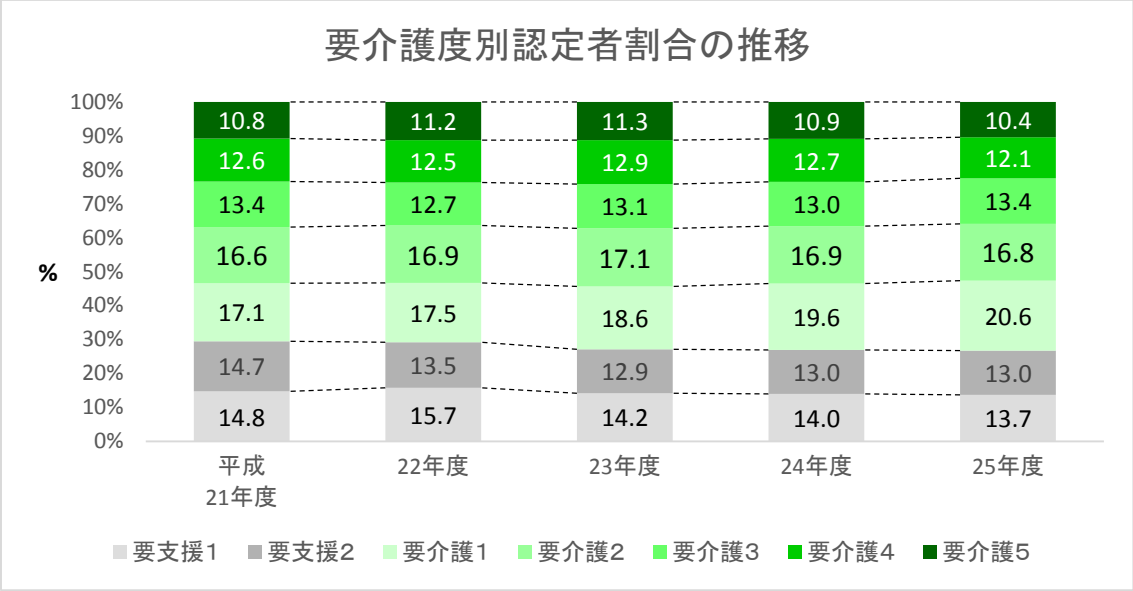

（２）介護サービスの利用状況

居宅サービスは大きく増加、施設サービスもやや増加の傾向

◆介護サービス利用者数の推移

単位：人

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年比
サービス利用者数			21,452	22,247	23,986	25,853	28,020	1.08倍
	居宅サービス		17,665	18,466	20,035	21,771	23,712	1.09倍
		特定施設入所者生活介護	884	988	1,139	1,156	1,261	1.09倍
		認知症対応型共同生活介護	1,227	1,281	1,317	1,419	1,463	1.03倍
	施設サービス		3,787	3,781	3,951	4,082	4,308	1.06倍
		介護老人福祉施設	2,082	2,097	2,181	2,328	2,453	1.05倍
		介護老人保健施設	1,534	1,543	1,588	1,562	1,686	1.08倍
		介護療養型医療施設	171	178	182	192	169	0.88倍
居宅サービス：施設サービス			82：18	83：17	84：16	84：16	85：15	―

※各年10月利用分

◆介護サービス利用者数の推移

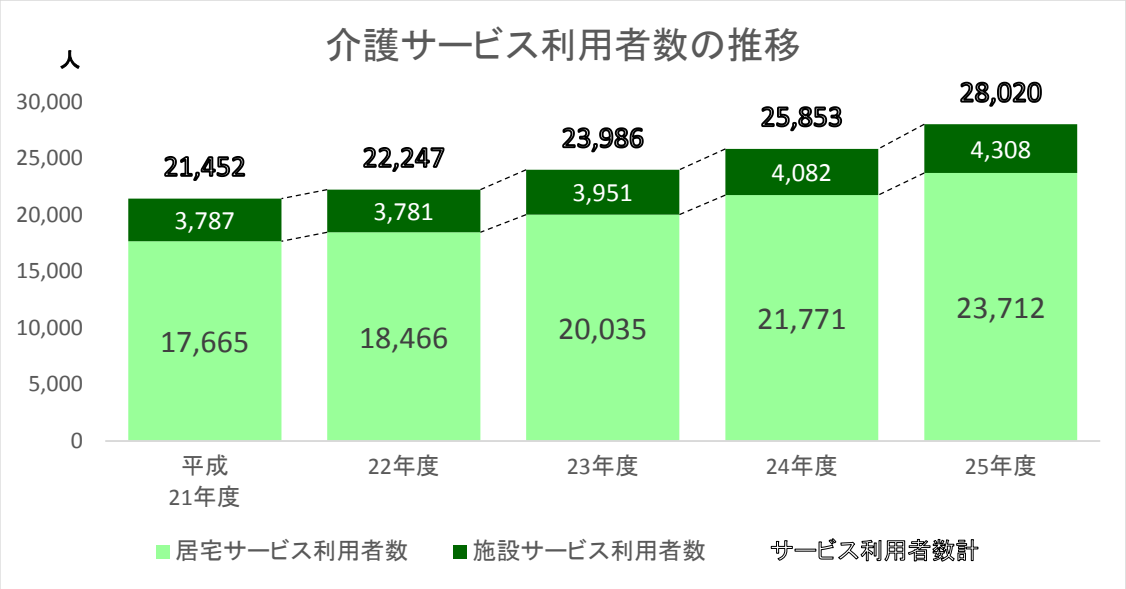

（３）保険給付費の推移

居宅サービス費および地域支援事業費の伸びが顕著

◆保険給付費の推移

単位：百万円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年比
保険給付費	36,788	39,219	42,068	45,997	49,311	1.07倍
居宅サービス	23,337	25,340	27,702	30,763	33,332	1.08倍
施設サービス	11,716	11,884	12,301	12,933	13,463	1.04倍
その他	1,735	1,995	2,066	2,301	2,516	1.09倍
地域支援事業費	777	834	895	1,047	1,157	1.11倍
居宅サービス：施設サービス：その他	63：32：5	65：30：5	66：29：5	67：28：5	68：27：5	―

※各年年度計

◆保険給付費の推移

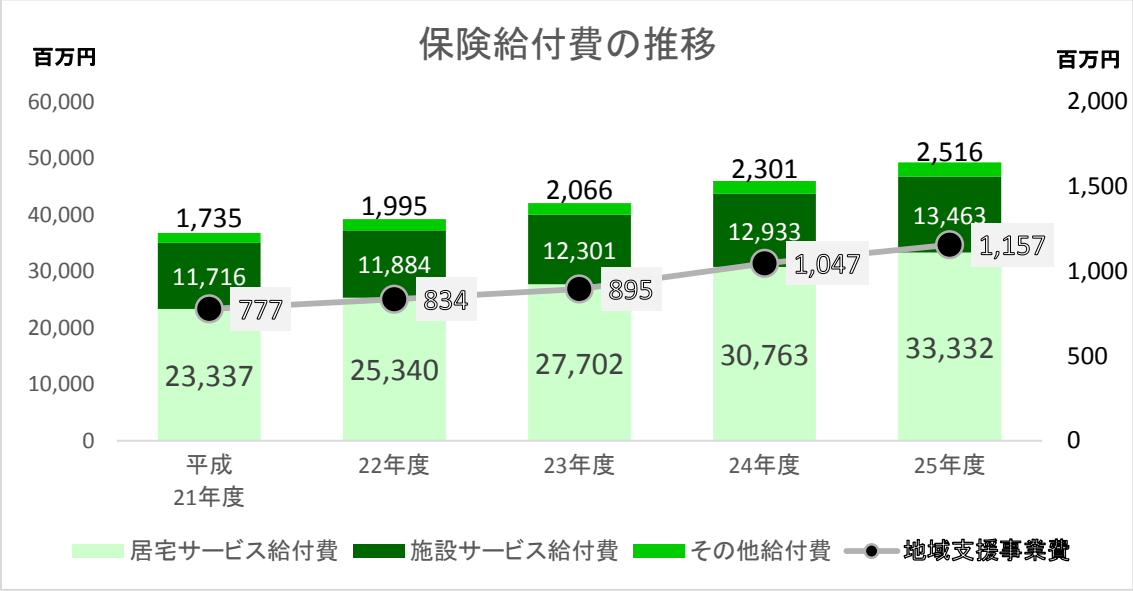

（４）第５期計画の実績

地域密着型サービスなど一部のサービスで計画を下回る

◆第５期計画値に対する予防給付サービスの利用状況

サービス種類 ＼ 年度		平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A
(1)介護予防サービス	(単位)									
①介護予防訪問介護	人	2,753	2,576	93.6%	2,843	2,682	94.3%	2,932		0.0%
②介護予防訪問入浴	人	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3		0.0%
	回	192	21	10.9%	192	42	21.9%	192		0.0%
③介護予防訪問看護	人	122	125	102.5%	133	156	117.3%	147		0.0%
	回	5,238	5,356	102.3%	5,683	6,133	107.9%	6,246		0.0%
④介護予防訪問リハビリテーション	人	31	26	83.9%	37	24	64.9%	43		0.0%
	回	3,171	2,644	83.4%	3,763	2,395	63.6%	4,354		0.0%
⑤介護予防居宅療養管理指導	人	193	207	107.3%	195	211	108.2%	197		0.0%
⑥介護予防通所介護	人	1,895	1,884	99.4%	2,134	2,206	103.4%	2,270		0.0%
⑦介護予防通所リハビリテーション	人	464	419	90.3%	485	479	98.8%	507		0.0%
⑧介護予防短期入所生活介護	人	30	37	123.3%	31	38	122.6%	35		0.0%
	日	1,808	2,317	128.2%	1,891	2,347	124.1%	2,140		0.0%
⑨介護予防短期入所療養介護	人	4	1	25.0%	4	6	150.0%	4		0.0%
	日	170	73	42.9%	172	264	153.5%	173		0.0%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	188	179	95.2%	221	182	82.4%	243		0.0%
⑪介護予防福祉用具貸与	人	1,053	1,079	102.5%	1,077	1,279	118.8%	1,101		0.0%
⑫介護予防特定福祉用具販売	人	39	32	82.1%	39	70	179.5%	39		0.0%
(2)地域密着型サービス										
①介護予防認知症対応型通所介護	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2		0.0%
	回	96	2	2.1%	96	2	2.1%	96		0.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	11	11	100.0%	16	11	68.8%	24		0.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	3	2	66.7%	3	5	166.7%	3		0.0%
(3)介護予防住宅改修	人	50	30	60.0%	50	50	100.0%	50		0.0%
(4)介護予防支援	人	4,888	4,637	94.9%	5,251	5,103	97.2%	5,655		0.0%

※ 人数は各年の10月利用者数
※ 回数及び日数は年度ごとの合計

◆第５期計画値に対する介護給付サービスの利用状況

サービス種類 ＼ 年度		平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A	計画 A	実績 B	B/A
(1)居宅サービス	(単位)									
①訪問介護	人	5,097	5,451	106.9%	5,535	5,932	107.2%	5,921		0.0%
	回	1,440,267	1,485,501	103.1%	1,569,558	1,583,640	100.9%	1,682,146		0.0%
②訪問入浴介護	人	771	722	93.6%	868	706	81.3%	952		0.0%
	回	48,791	45,911	94.1%	55,216	45,072	81.6%	60,786		0.0%
③訪問看護	人	1,776	1,782	100.3%	2,006	1,923	95.9%	2,235		0.0%
	回	123,554	125,882	101.9%	140,308	141,005	100.5%	157,062		0.0%
④訪問リハビリテーション	人	243	243	100.0%	286	286	100.0%	337		0.0%
	回	31,537	29,731	94.3%	37,114	36,836	99.3%	43,711		0.0%
⑤居宅療養管理指導	人	3,738	3,933	105.2%	4,182	4,368	104.4%	4,675		0.0%
⑥通所介護	人	6,024	5,847	97.1%	6,614	6,453	97.6%	7,203		0.0%
	回	705,077	678,254	96.2%	772,882	753,317	97.5%	840,686		0.0%
⑦通所リハビリテーション	人	2,288	2,220	97.0%	2,507	2,364	94.3%	2,725		0.0%
	回	224,732	208,398	92.7%	246,077	220,560	89.6%	267,421		0.0%
⑧短期入所生活介護	人	1,764	1,651	93.6%	1,936	1,698	87.7%	2,109		0.0%
	日	270,000	263,803	97.7%	296,112	275,565	93.1%	322,224		0.0%
⑨短期入所療養介護	人	305	271	88.9%	337	291	86.4%	368		0.0%
	日	25,344	21,643	85.4%	27,948	23,264	83.2%	30,552		0.0%
⑩特定施設入居者生活介護	人	1,150	1,156	100.5%	1,349	1,261	93.5%	1,484		0.0%
⑪福祉用具貸与	人	7,431	7,309	98.4%	8,200	7,982	97.3%	8,968		0.0%
⑫特定福祉用具販売	人	155	151	97.4%	155	174	112.3%	155		0.0%
(2)地域密着型サービス										
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	91	15	16.5%	185	21	11.4%	276		0.0%
②夜間対応型訪問介護	人	33	9	27.3%	66	0	0.0%	160		0.0%
③認知症対応型通所介護	人	134	121	90.3%	134	125	93.3%	146		0.0%
	回	14,536	12,993	89.4%	14,536	13,253	91.2%	15,825		0.0%
④小規模多機能型居宅介護	人	162	100	61.7%	253	111	43.9%	390		0.0%
⑤認知症対応型共同生活介護	人	1,474	1,419	96.3%	1,539	1,463	95.1%	1,573		0.0%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人	―	―	―	―	―	―	53		0.0%
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	53	23	43.4%	58	55	94.8%	111		0.0%
⑧複合型サービス	人	42	0	0.0%	84	19	22.6%	126		0.0%
(3)住宅改修	人	97	106	109.3%	97	107	110.3%	97		0.0%
(4)居宅介護支援	人	11,895	12,622	106.1%	13,090	13,700	104.7%	13,790		0.0%
(5)介護保険施設サービス	人	4,109	4,082	99.3%	4,364	4,308	98.7%	4,505		0.0%
①介護老人福祉施設	人	2,325	2,328	100.1%	2,423	2,453	101.2%	2,568		0.0%
②介護老人保健施設	人	1,606	1,562	97.3%	1,784	1,686	94.5%	1,807		0.0%
③介護療養型医療施設	人	178	192	107.9%	157	169	107.6%	130		0.0%

※ 人数は各年の10月利用者数
※ 回数及び日数は年度ごとの合計

◆介護予防事業の利用状況

サービス種類 ＼ 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績	実績	実績
1　二次予防事業対象者数	人	11,850	11,702	
2　二次予防事業参加者数	人	925	1,079	
3　基本チェックリスト実施者数	人	47,517	51,112	
二次予防事業実績				
①元気アップ教室（旧　総合介護予防教室）	回	602	602	
	延人	4,251	5,273	
②口腔ケア	延人	641	737	
③転倒骨折予防教室	回	50	61	
	延人	199	269	
④高齢者運動機能向上教室	回	214	306	
	延人	1,133	1,764	
⑤元気アップ相談（旧　介護予防相談）	回	48	29	
	延人	110	60	
⑥脳の健康教室（二次予防のみ）	回	96	118	
	二次(延人)	277	333	
⑦訪問指導	延人	0	0	

※回数及び日数は年度ごとの合計

※人数：年間実績

３　高齢者福祉と介護保険に関する調査

（１）調査の目的

市では、平成２５年度に高齢者の状況や地域の課題についてより的確に把握するため、国の推奨する「日常生活圏域ニーズ調査」に市独自の設問を追加した、「ア【65 歳以上高齢者調査】」を実施しました。

また、特別養護老人ホームの入所申者を対象とした「イ【特別養護老人ホーム入所申込者調査】」、介護保険の認定を受けているサービス利用者に対する「ウ【介護保険在宅サービス利用者調査】」、在宅介護の実態と課題の把握を目的に、アからウの調査のうち在宅で介護をしている介護者を対象とした「エ【介護者調査】」、事業者の運営上の問題点や今後サービスの方針などを把握する目的に、「オ【サービス事業者調査】」を実施しました。※本文中では、「平成 25 年度実態調査」と表記しています。

① 調査の概要

調査の期間　　平成２５年１２月～平成２６年１月
配布・回収方法　郵送配布・郵送回収

ア【65 歳以上高齢者調査】

目　的	要介護リスクやニーズ等の把握			
対　象	65 歳以上の高齢者を１圏域ごと 300 人を無作為抽出。合計 24 圏域。 対象者数：216,325 人	配付数	回収数	回収率
		7,200 人	4,188 人	58.2%

イ【特別養護老人ホーム入所申込者調査】

目　的	ニーズ等の把握			
対　象	特別養護老人ホーム入所の申込み者から無作為抽出。	配付数	回収数	回収率
		250 人	114 人	45.6%

ウ【介護保険在宅サービス利用者調査】

目　的	ニーズ等の把握			
対　象	介護保険の認定を受けているサービス利用者から無作為抽出。	配付数	回収数	回収率
		600 人	364 人	60.7%

エ【介護者調査】

目　的	介護者の意識やニーズ等の把握			
対　象	アからウの調査のうち在宅で介護をしている介護者に調査票を同封。	配付数	回収数	回収率
		8,050 人	902 人	11.2%

（注）介護者用調査票は、65 歳以上高齢者用調査票に同封し、「家に介護が必要な方がいる方で、その方をお世話している方（介護者）」に回答をお願いしたため、回収した中で回答があった数を回収数としました。

オ【サービス事業者調査】

目　的	増加するサービスの供給量や参入意向等の把握			
対　象	本市をサービス提供エリアとしている法人。	配付数	回収数	回収率
		204 法人	125 法人	61.3%

② 平成２５年度の実態調査のまとめ

「２５年度実態調査」の結果から、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図る必要があると考えます。

なお、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減することも重要であると考えます。

４　介護保険制度改正の概要

平成27年度介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方としており、主な改正事項は次のとおりです。

●地域包括ケアシステムの構築

主な事項	見直しの方向性
○在宅医療･介護連携の推進	○在宅医療拠点機能の構築 ○地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
○認知症施策の推進	○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○地域ケア会議の推進	○ケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握、資源開発や地域づくり ○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○生活支援･介護予防の充実	○サービスの担い手の養成及びネットワークの構築、コーディネーターの配置 ○居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○地域包括支援センターの機能強化	○役割に応じた適切な人員体制の確保 ○センター間の役割分担・連携強化
○介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行	○平成29年４月までに総合事業を実施、予防給付のうち、訪問介護・通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行 ○新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示
○特別養護老人ホームの中重度者への重点化	○平成27年４月１日以降、入所者を原則要介護３以上に限定、要介護１・２は特例入所(既入所者を除く)

●費用負担の公平化

主な事項	見直しの方向性
○一定以上所得者の負担割合の見直し	○一定以上所得者の自己負担割合を１割から２割に引き上げ
○補足給付の見直し（資産等の勘案）	○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加 ・世帯分離している配偶者の所得 ・預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 ・非課税年金（遺族年金・障害年金）
○第一号保険料の多段階化・軽減強化	○標準段階の見直しに加え、給付費の５割の公費とは別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
○住所地特例の見直し	○サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものについては、住所地特例を適用（平成27年４月１日以降の入居者が対象）

●その他

主な事項	見直しの方向性
○在宅サービスの見直し	○小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行（平成28年４月１日までに施行、１年以内に条例化） ○事業者の事前登録（住宅改修） ○平成30年４月に居宅介護支援事業者の指定権限を市に移譲
○介護サービス情報公開制度の見直し	○地域包括支援センター、生活支援サービス、介護従業者に関する情報、法定外の宿泊サービスについての情報公表
○計画策定の考え方の見直し	○2025年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

介護保険制度

＜現行＞

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

○二次予防事業
○一次予防事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

地域支援事業

現行と同様

事業に移行

多様化

充実

＜移行後＞

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

新しい総合事業
（要支援1～2、それ以外の者）

○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス（配食等）
・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

○一般介護予防事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営
（左記に加え、地域ケア会議の充実）
○在宅医療・介護連携の推進
○認知症施策の推進
（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等）
○生活支援サービスの体制整備
（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

任意事業

○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

地域支援事業

５　日常生活圏域

本市では、高齢者人口の増加、町丁や団地などの「地域のまとまり」、関係機関・団体等との連携のしやすさなどを踏まえ、平成 24 年 10 月から 24 の圏域を設定しています。

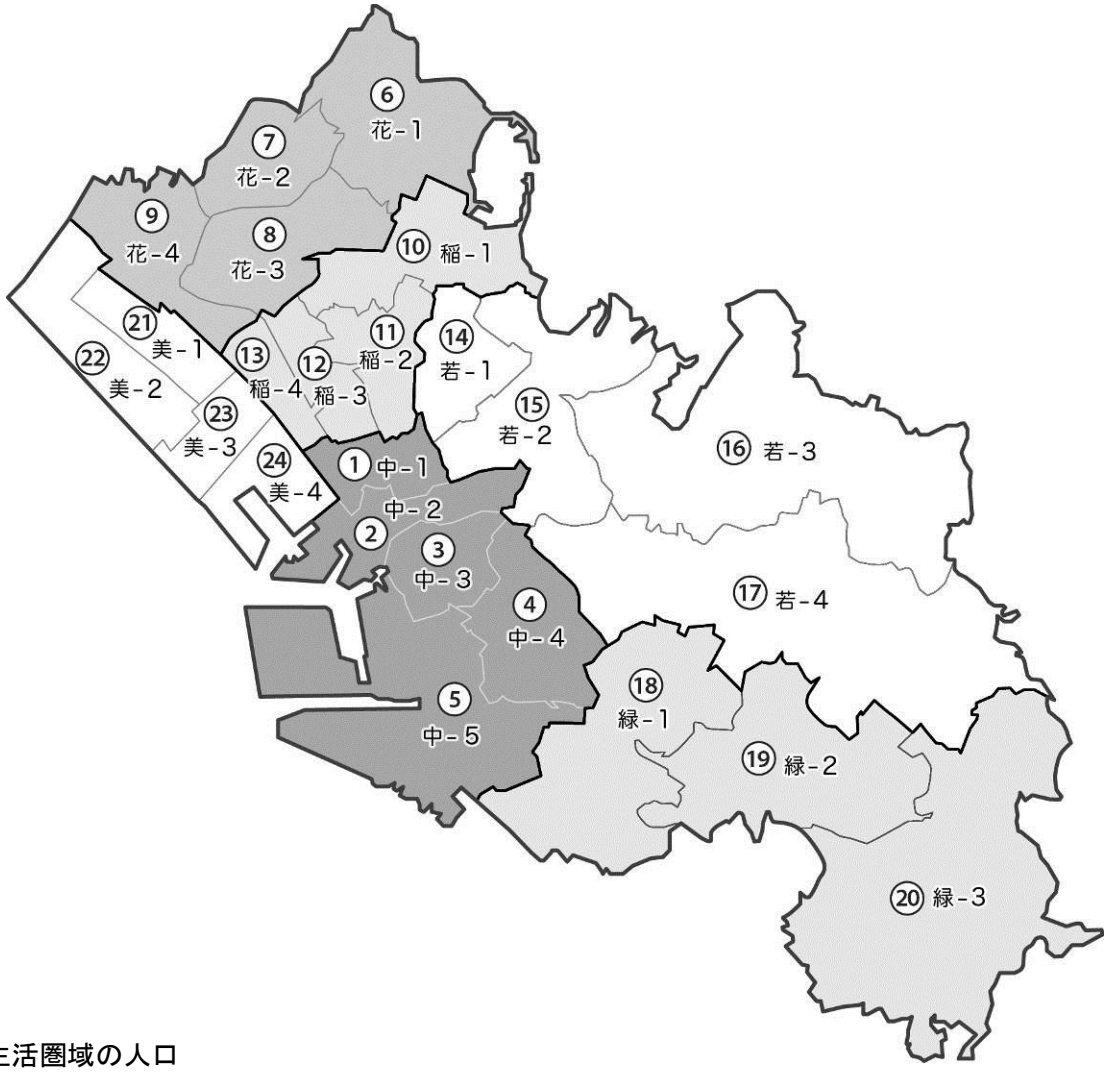

日常生活圏域の人口

日常生活圏域名	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	日常生活圏域名	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）
①中央区１	38,560	9,017	23.38	⑬稲毛区４	30,086	6,088	20.24
②中央区２	41,795	7,489	17.92	⑭若葉区１	35,878	8,849	24.66
③中央区３	31,572	6,885	21.81	⑮若葉区２	59,681	13,858	23.22
④中央区４	38,053	9,783	25.71	⑯若葉区３	36,852	11,823	32.08
⑤中央区５	51,182	10,762	21.03	⑰若葉区４	18,165	7,603	41.86
⑥花見川区１	28,898	9,036	31.27	⑱緑区１	59,666	7,949	13.32
⑦花見川区２	33,378	10,797	32.35	⑲緑区２	21,407	5,690	26.58
⑧花見川区３	50,823	13,091	25.76	⑳緑区３	45,497	10,738	23.60
⑨花見川区４	64,972	11,603	17.86	㉑美浜区１	28,482	7,214	25.33
⑩稲毛区１	41,525	11,187	26.94	㉒美浜区２	56,020	10,790	19.26
⑪稲毛区２	43,994	11,057	25.13	㉓美浜区３	43,550	10,630	24.41
⑫稲毛区３	40,318	8,488	21.05	㉔美浜区４	21,062	5,341	25.36
				合計	961,416	225,768	23.48

平成 26 年９月末現在

区	圏域番号	あんしんケアセンター名	町名	図中番号
中央区	1	新千葉	院内、春日、要町、栄町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	①
	2	中央	旭町、亀井町、亀岡町、新宿、新田町、新町，神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	②
	3	千葉寺	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	③
	4	松ケ丘	赤井町、大森町、川戸町、大巌寺町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松が丘町、宮崎町	④
	5	蘇我	今井町、今井、鵜の森町、生実町、川崎町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、新浜町、浜野町、南生実町、南町、宮崎、村田町、若草	⑤
花見川区	1	こてはし台	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井、こてはし台、三角町、大日町、千種町、み春野、横戸台、横戸町	⑥
	2	花見川	天戸町、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	⑦
	3	花園	朝日ヶ丘、朝日ヶ丘町、犢橋町、さつきが丘、浪花町、西小中台、畑町、花園町、花園、瑞穂、宮野木台	⑧
	4	幕張	検見川町、武石町、幕張町、幕張本郷、南花園	⑨
稲毛区	1	山王	柏台、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、宮野木町、六方町	⑩
	2	天台	あやめ台、作草部町、作草部、園生町、千草台、天台町、天台、萩台町	⑪
	3	小中台	穴川町、穴川、小中台町、小仲台、轟町、弥生町	⑫
	4	稲毛	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	⑬
若葉区	1	みつわ台	愛生町、都賀の台、殿台町、西都賀、原町、東寺山町、みつわ台、源町	⑭
	2	桜木	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北、高品町、都賀、若松町、若松台	⑮
	3	千城台	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	⑯
	4	大宮台	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町、	⑰
緑区	1	鎌取	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	⑱
	2	誉田	大膳野町、高田町、平川町、誉田町、	⑲
	3	土気	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	⑳
美浜区	1	真砂	稲毛海岸５丁目、中瀬１丁目、ひび野１丁目、真砂、若葉	㉑
	2	磯辺	磯辺、打瀬、高浜５～６丁目、豊砂、中瀬２丁目、浜田、ひび野２丁目、幕張西、美浜	㉒
	3	高洲	稲毛海岸１～４丁目、高洲、高浜１～４・７丁目	㉓
	4	幸町	幸町、新港	㉔

第３章　計画の基本的な考え方について

１　基本理念・目標

理念　**支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ**

本市の中長期的な市政運営の基本指針である「千葉市新基本計画」では、「わたしから！未来へつなぐまちづくり」をまちづくりのコンセプトとするとともに、まちづくりの方向性の一つとして「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」を掲げています。

この理念を踏まえ、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図ります。

目標　**高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る**

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って生涯を明るくいきいきと充実した生活を送ることができるよう、環境整備を進めるとともに、要支援・要介護状態にならないよう、健康づくり・介護予防を推進し、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられる、長生きして良かったと実感できる長寿社会の構築を目指します。

２　施策の取り組み状況と今後の課題

取り組み状況

○ 生きがいづくりと社会参加の促進

多年にわたり、社会の発展に寄与してきた高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いつまでも社会の一員として生きがいを感じながら社会参加できるよう、高齢者の多様な活動を促進するとともに、就業やボランティア活動などを支援しています。

○ 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、要支援・要介護状態になることをできる限り予防し、健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう、健康づくりや介護予防の取り組みを充実し、高齢者が意欲を持って積極的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう支援しています。

○　地域福祉と支え合い体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者などを、地域で互いに助け合い、支え合うネットワークづくりにより、地域福祉の推進を図っています。

○　尊厳の確保

高齢者が住み慣れた環境の中でその人らしく尊厳を持ち暮らせるよう、認知症高齢者やその家族を支援しているほか、高齢者虐待の防止や成年後見制度の適切な利用につながる取り組みを進めています。

○　地域包括ケアの推進

介護保険、介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアを推進するための取り組みを進めています。

課　題

○　千葉市でも、ひとり暮らし高齢者が増え、日々の暮らしに支援を必要とする高齢者が増加しています。

一方で、介護保険制度を支える人口は減少傾向にあり、市の財源ですべてを充当することは難しくなることから、サービスの質・量と財源とのバランスを確保する必要があります。

○　今後、あんしんケアセンターの増設をはじめ、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の強化、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の推進に取り組み、「地域包括ケアシステム」の充実を図る必要があります。

○　「できる限り住み慣れた地域で、生涯現役で活躍できる生活」を送ることができる」ように、自分らしい、健康づくりや介護予防への取り組みが重要となってきています。

・　介護保険制度創設から 12 年間で、65 歳以上の被保険者数は約 1.4 倍に、サービス利用者数は約 3 倍に増加しています。

2025 年（平成 37 年）には、約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上の超高齢社会となることが見込まれています。

超高齢社会においては、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や、介護が必要となる高齢者の増加が明らかです。

・　65 歳以上の 4 人に 1 人は認知症、もしくはその予備軍であるとの調査結果や、認知症の高齢者は適切なケアが提供されれば住み慣れた自宅で健やかに暮らし続けることが可能であることなどが公表されており、認知症施策の充実が急務です。

3　今後の方向性

地域包括ケアシステムにおいて、重要な役割を担う「あんしんケアセンター」については、今後の高齢者人口の増加や分布に応じて、センターの増設や職員の増員など、必要な機能の強化を図ります。

また、福祉・介護人材などの確保・定着並びにサービス事業者への対応など、サービス提供事業者などへの支援・指導の強化を図ることで、サービスの質・量の向上に努めます。

要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、関係機関や事業者などと協働して、生活基盤となる多様な住まいを確保するとともに、切れ目なく介護、予防、医療、生活支援サービスが提供される体制づくりに努めます。

また、高齢者が健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう、健康づくりへの取り組みの充実を図るとともに、高齢者などの日常生活の支援や地域づくりに元気な高齢者をはじめ、地域住民が支える側として参加できる環境を整備します。さらに、地域の課題解決に向け、支援が必要な高齢者などを地域で支える取り組みを促進するほか、地域ケア会議の活用、生活支援コーディネーター及び協議体を設置します。

一方で、認知症の高齢者やその家族などの在宅生活を支援するため、認知症に関する正しい知識・理解を深めるための啓発や医療と連携した早期発見・支援の仕組みづくりを推進するほか、医療・介護のサービスが必要な高齢者への在宅療養生活を支援する拠点整備に向け、その機能や役割・運営について、検討を進めます。

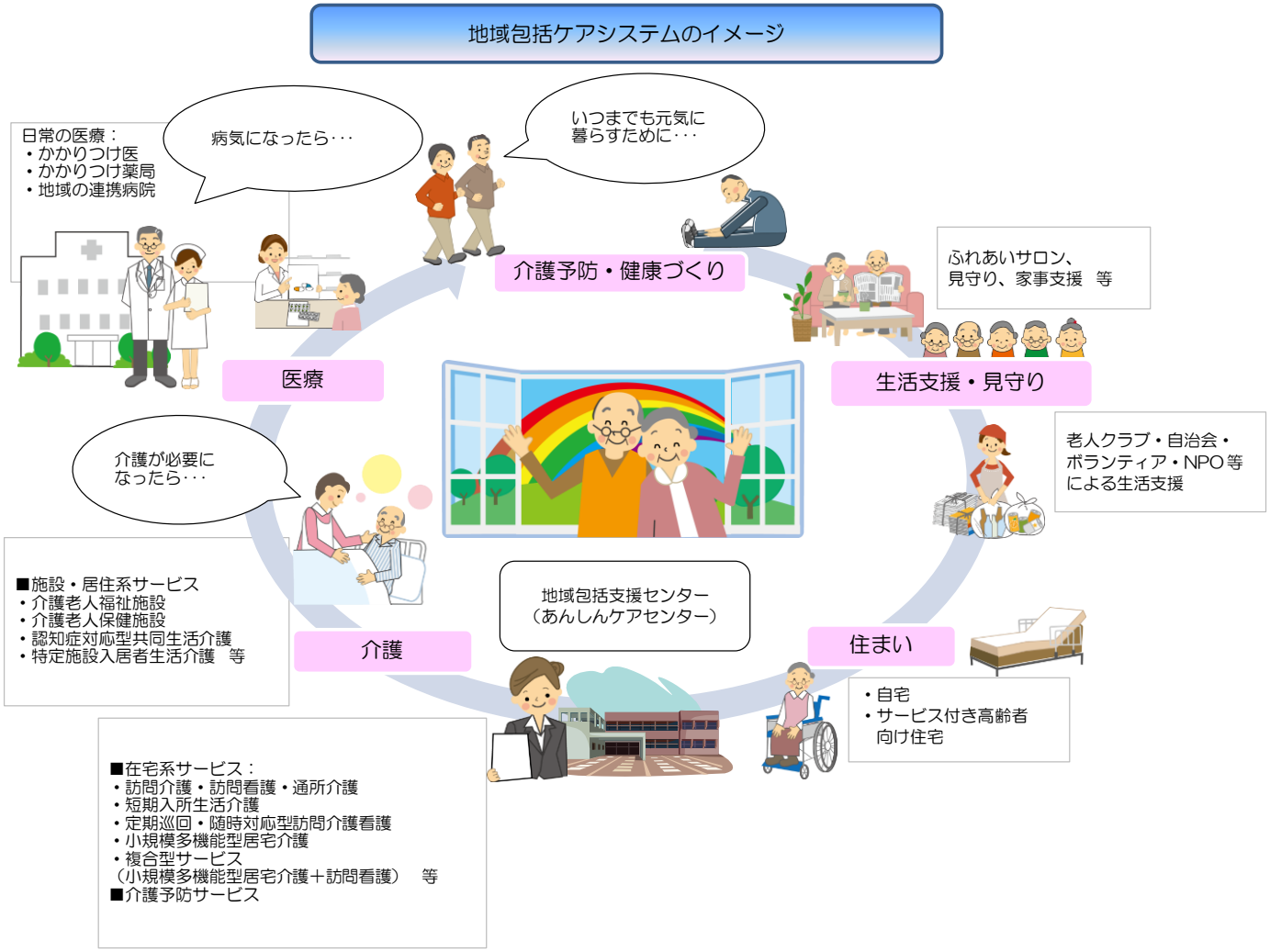

◆施策の体系

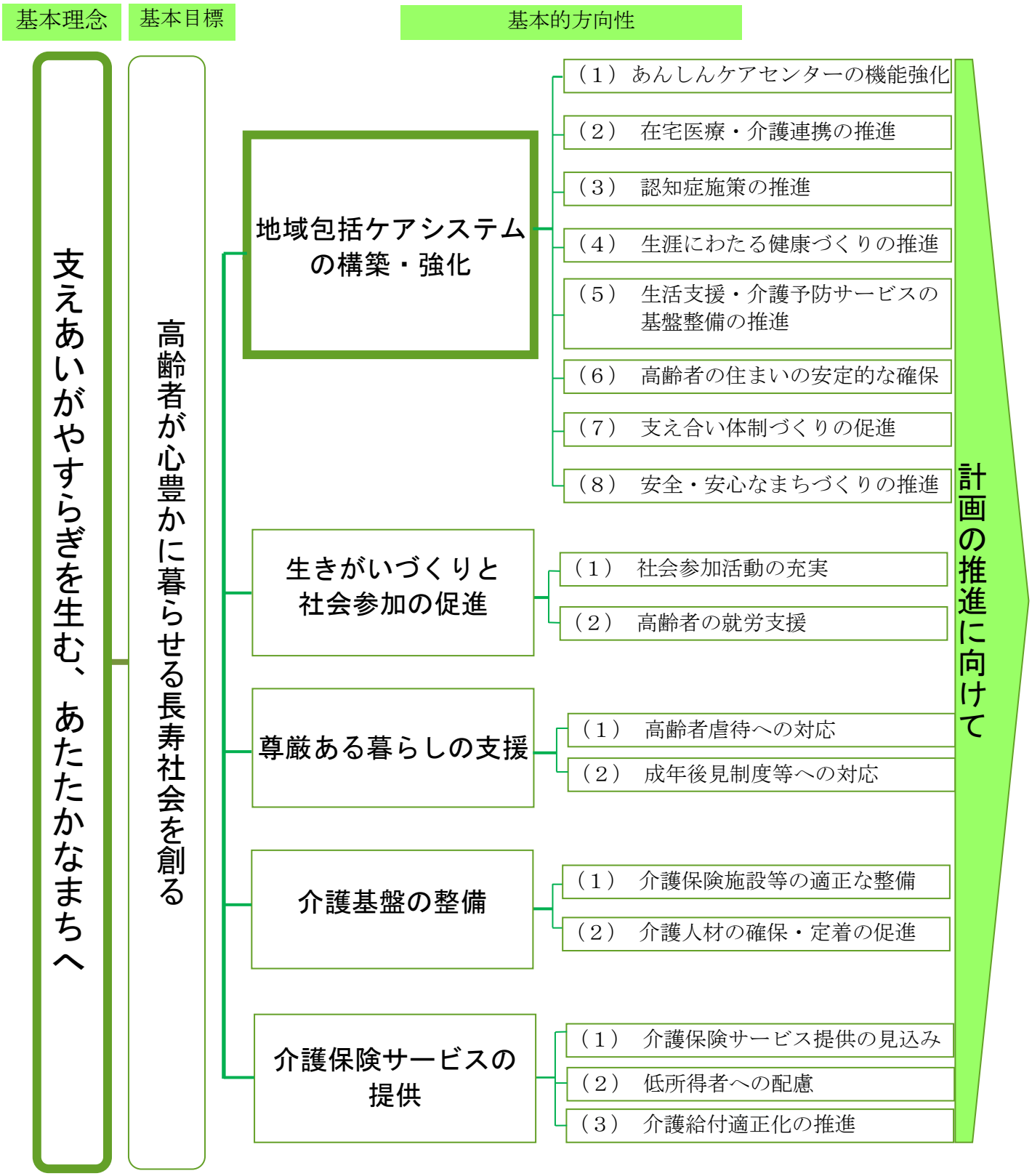
基本理念
基本目標
基本的方向性
支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ
高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る
地域包括ケアシステムの構築・強化
（1） あんしんケアセンターの機能強化
（2） 在宅医療・介護連携の推進
（3） 認知症施策の推進
（4） 生涯にわたる健康づくりの推進
（5） 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
（6） 高齢者の住まいの安定的な確保
（7） 支え合い体制づくりの促進
（8） 安全・安心なまちづくりの推進
生きがいづくりと社会参加の促進
（1） 社会参加活動の充実
（2） 高齢者の就労支援
尊厳ある暮らしの支援
（1） 高齢者虐待への対応
（2） 成年後見制度等への対応
介護基盤の整備
（1） 介護保険施設等の適正な整備
（2） 介護人材の確保・定着の促進
介護保険サービスの提供
（1） 介護保険サービス提供の見込み
（2） 低所得者への配慮
（3） 介護給付適正化の推進
計画の推進に向けて

◆施策体系

基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

基本的方向性

重点取組

1　地域包括ケアシステムの構築・強化

施策の展開	主な事業
（1）あんしんケアセンターの機能強化	1　あんしんケアセンター職員の増員
	2　あんしんケアセンターの増設
	3　あんしんケアセンターの公正・中立な運営
	4　あんしんケアセンター等運営部会
（2）在宅医療・介護連携の推進	1　地域の医療・介護・福祉資源の把握及び活用
	2　地域ケア会議の推進
	3　在宅医療・介護連携に関する研修の実施
	4　24時間365日の在宅医療・介護体制の構築
	5　在宅医療の充実
	6　在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営
	7　在宅医療介護シンポジウムの開催
	8　訪問診療を行う医師の育成
	9　関係者間をつなぐクラウド型システムの導入
	10　介護支援専門員等への支援
	11　家族介護者支援
	12　家族介護慰労
	13　地域の保健・医療・福祉関連連携の強化

（3）認知症施策の推進

1　認知症初期集中支援チームの設置・運営
2　認知症疾患医療センターの機能強化
3　認知症こども”力”（ちから）プロジェクトの推進
4　MCI（軽度認知障害）の早期発見とケア
5　標準的な認知症ケアパスの作成・普及
6　かかりつけ医の認知症対応
7　認知症サポート医の養成
8　認知症高齢者家族介護研修
9　徘徊高齢者SOSネットワーク
10　徘徊高齢者位置情報システム
11　ちば認知症相談コールセンター
12　キャラバンメイトの養成
13　認知症サポーターの養成
14　認知症コーディネーターの養成
15　認知症カフェの整備
16　認知症に対応した介護サービス提供基盤の整備

（4）生涯にわたる健康づくりの推進

1　食生活改善の推進
2　食育の推進
3　地域健康づくり支援ネットワークの推進
4　ヘルスサポーターの養成
5　健康運動習慣の普及・定着の推進
6　こころの健康づくりの推進
7　歯・口腔の健康づくりの推進
8　がん検診等の推進
9　健康診査等の推進
10　健康教育
11　健康相談
12　訪問指導
13　感染症予防対策

（5）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

1　介護予防事業対象者の把握
2　介護予防教育
3　介護予防相談
4　介護予防普及啓発
5　健康づくりプロジェクト
6　チャレンジシニア教室
7　シニア水中プログラム
8　リハビリ集中（仮・28年度～）
9　シニアリーダー講座
10　口腔ケア
11　地域介護予防活動支援
12　介護予防事業評価
13　生活管理指導短期宿泊
14　おむつ給付等
15　安心電話
16　緊急通報システム整備
17　日常生活用具給付
18　家具転倒防止対策
19　訪問理美容サービス
20　寝具乾燥サービス
21　ねたきり老人歯科診療送迎
22　生きがい活動支援通所
23　機能回復訓練
24　介護予防・生活支援ニーズ把握
25　生活支援コーディネーターの設置
26　生活支援サービス体制の整備
27　高齢者見守りネットワーク構築の推進
28　介護支援ボランティア
29　民間事業者等による見守り
30　孤独死防止通報制度の運用
31　福祉有償運送実施団体への指導・助言
32　外国人等高齢者福祉給付金支給

（6）高齢者住まいの安定的な確保

- 1　住宅のバリアフリー化の促進
- 2　住宅改修費支援サービス
- 3　サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 4　UR都市機構との連携
- 5　民間賃貸住宅への入居支援
- 6　高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供
- 7　シルバーハウジング生活援助員派遣
- 8　生活支援ハウス
- 9　養護老人ホーム
- 10　軽費老人ホーム（ケアハウス及びA型）
- 11　有料老人ホーム

（7）支え合いの体制づくりの促進

- 1　社会福祉協議会地区部会活動の支援
- 2　社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援
- 3　地域運営委員会の設置の促進
- 4　三世代同居等支援
- 5「支え合いのまち千葉推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」の推進

（8）安全・安心なまちづくりの推進

1　ちばし安全・安心メール

2　交通事故の防止

3　避難行動要支援者の把握

4　避難行動要支援者情報の消防局での活用

5　防災知識の普及啓発

6　住宅防火訪問指導

7　家具転倒防止対策（再掲）

8　消費者被害の防止

9　ちばし消費者応援団登録

10　千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議

11　都市公園のバリアフリー化

12　移動・交通手段の円滑化

13　都市施設の整備改善の推進

2 生きがいづくりと社会参加の促進

施策の展開	主な事業
（1）社会参加活動の充実	1 いきいきプラザ・いきいきセンターの運営
	2 いきいき活動外出支援
	3 ことぶき大学校の運営
	4 スポーツ・レクリエーションの振興
	5 ボランティアデータベースの運用
	6 ボランティア活動の促進
	7 高齢者学級・講座の充実
	8 世代間交流の促進
	9 全国健康福祉祭参加
	10 老人クラブ育成
（2）高齢者の就労支援	1 コミュニティビジネスの促進
	2 シルバー人材センターの充実

3 尊厳ある暮らしの支援

施策の展開	主な事業
（1）高齢者虐待への対応	1 高齢者虐待発生時の居室確保
	2 高齢者虐待防止マニュアルの充実
	3 高齢者虐待防止連絡会の開催
	4 高齢者虐待予防・防止の普及啓発
	5 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修
（2）成年後見制度への対応	1 成年後見制度利用支援
	2 成年後見支援センター
	3 日常生活自立支援

4 介護基盤の整備

施策の展開	主な事業
（1）介護保険施設等の適正な 整備	予防給付サービス

居宅系の介護予防サービス

- 1 介護予防訪問介護
- 2 介護予防通所介護
- 3 介護予防訪問入浴介護
- 4 介護予防訪問看護
- 5 介護予防訪問リハビリテーション
- 6 介護予防居宅療養管理指導
- 7 介護予防通所リハビリテーション
- 8 介護予防短期入所生活介護
- 9 介護予防短期入所療養介護
- 10 介護予防福祉用具貸与
- 11 特定介護予防福祉用具販売
- 12 介護予防住宅改修
- 13 介護予防認知症対応型通所介護
- 14 介護予防小規模多機能型居宅介護

居住系の介護予防サービス

- 1 介護予防特定施設入居者生活介護
- 2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護給付サービス

居宅系サービス

1 訪問介護
2 訪問入浴介護
3 訪問看護
4 訪問リハビリテーション
5 居宅療養管理指導
6 通所介護
7 通所リハビリテーション
8 短期入所生活介護
9 短期入所療養介護
10 福祉用具貸与
11 特定福祉用具販売
12 住宅改修
13 居宅介護支援
14 認知症対応型通所介護
15 小規模多機能型居宅介護
（複合型サービスを含む）
16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設・居住系サービス

1 介護老人福祉施設等
（特別養護老人ホーム）
2 介護老人保健施設
3 特定施設入居者生活介護等
（介護付有料老人ホーム等）
4 認知症対応型共同生活介護
（高齢者グループホーム）
5 介護療養型医療施設

（2）介護人材の確保・定着の促進

1 介護職員初任者研修受講者支援
2 介護人材の確保に向けた広報の充実
3 福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会
の開催

５ 介護保険サービスの提供

施策の展開	主な事業
（1）介護保険サービス提供の見込み	
（2）低所得者への配慮	１ 低所得者に対する本市独自の保険料減免 ２ 低所得者に対する利用者負担軽減
（3）介護給付適正化の推進	１ ケアマネジャーへの支援 ２ サービス事業者への支援 ３ 介護相談員派遣事業の実施 ４ 居宅介護支援事業者等支援 ５ 制度や事業者情報に関する広報の推進 ６ 介護保険給付の適正化 ７ 居宅及び施設サービスの適切な事業者指定 ８ 公平な要介護認定の実施 ９ 高齢者福祉・介護保険専門分科会 10 地域密着型サービスの適切な事業者指定

第４章　施策の取り組み内容について

１　地域包括ケアシステムの構築・強化

（１）あんしんケアセンターの機能強化

現状

○　「地域包括ケアシステム」推進の中心的役割を担う機関として、市内を 24 の日常生活圏域に分け、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援について､24 か所のあんしんケアセンターで事業を実施しています。

　また、あんしんケアセンターは、指定介護予防支援事業者として、要支援１・２の方のケアマネジメントを行う機関でもあります。

課題

○　高齢化の進行、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者の増加により、あんしんケアセンターへの相談件数が増大する中、よりきめ細かい支援を行うため、センターの増設や職員の増員が必要です。

【あんしんケアセンターの認知度】

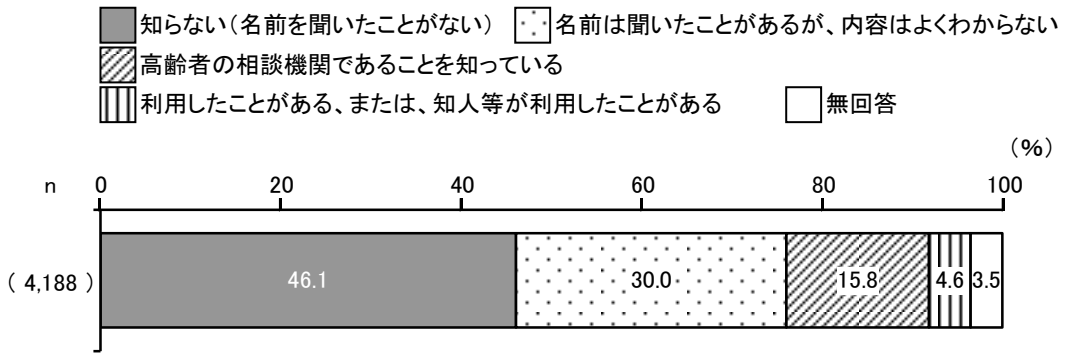

今後の取り組み

○　今後の高齢者人口の増加や分布に応じ、平成 29 年度に 6 センターを増設し 30 センター体制とするとともに、基幹型機能を持つあんしんケアセンターの設置の検討や、新たな介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアシステムの充実を図ります。

○　あんしんケアセンターの配置人数について、より適正化を図るとともに、職員を計画的に増員します。

番号	事業名		事業内容
1	拡充	あんしんケアセンター職員の増員	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方の増加などにより、地域包括ケアシステムの中心となるあんしんケアセンターに求められる役割も増大しています。 地域の中で、きめ細かく相談などに応じることができるよう、必要な職員の増員を行います。
2	拡充	あんしんケアセンターの増設	地域包括ケアシステムを効果的に推進するため、高齢者人口の伸びなどにより日常生活圏域を見直し、平成 29 年度にあんしんケアセンターを 6 か所増設するとともに、行政並びにあんしんケアセンター間の相互調整などを行う基幹型センターを各区 1 か所設置します。
3	継続	あんしんケアセンターの公正・中立な運営	学識経験者や介護保険サービス事業者、被保険者などの代表者で構成する「あんしんケアセンター等運営部会」を開催し、あんしんケアセンターの公平性・中立性を確保するとともに、職員研修の実施や業務マニュアルの整備により各センターの平準化を図ります。 ※経費は、あんしんケアセンター等運営事業
4	継続	あんしんケアセンター等運営部会	あんしんケアセンターの設置・運営に関する協議、評価、意見聴取の場として定期的にあんしんケアセンター等運営部会を開催し、公正かつ中立なセンター運営を確保します。

（２）在宅医療・介護連携の推進

現状

○　在宅医療と介護の連携を推進するため、医療、介護等の各団体の代表者で構成されている「在宅医療推進連絡協議会」において、在宅医療・介護を担う多職種連携について検討を行い、あんしんケアセンターを中心として推進することが望ましいとの結果から、各区に「多職種連携会議」を設置し、同センターを中心に地域での医療、介護等の各職種間交流を図っています。

なお、訪問歯科診療事業の実施や青葉病院内に在宅医療支援病床の確保も行っています。

○　在宅で高齢者を介護している家族や支援者を対象に家族介護者研修を実施しています。

課題

○　今後、住み慣れた家庭や地域で質の高い医療や介護を受けたいというニーズが高まることが見込まれるため、医療・介護関係者の確保とともに、連携やスキルアップ等の各種支援が必要となります。

本人や家族が、在宅での医療・介護が必要となったときに備え、かかりつけ医を持つことはもとより、日頃の健康維持などについて、市民自らが考える機会を持つことも重要です。

○　高齢化の進展により要介護者が増加する中で、要介護者への適切な介護保険サービスの提供に加え、家族介護者への支援を充実していくことが必要です。

【将来、介護が必要になったとき、暮らしたい場所】

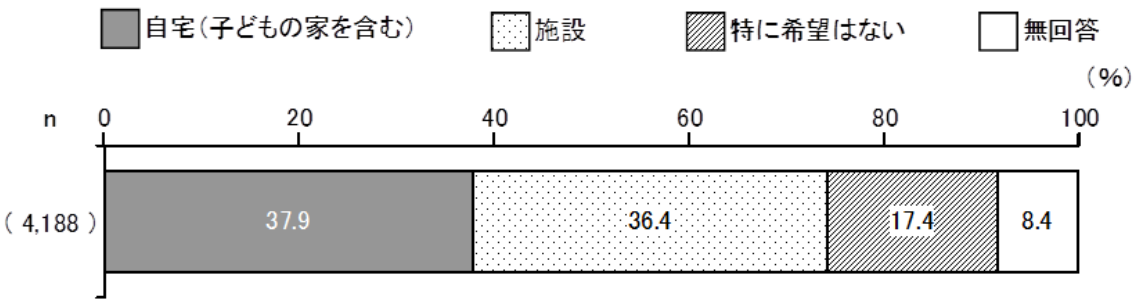

【介護者の健康状態】

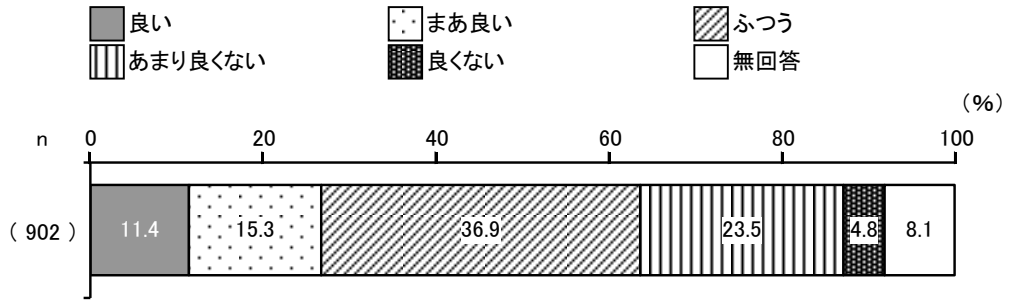

【現在治療中、後遺症のある病気】

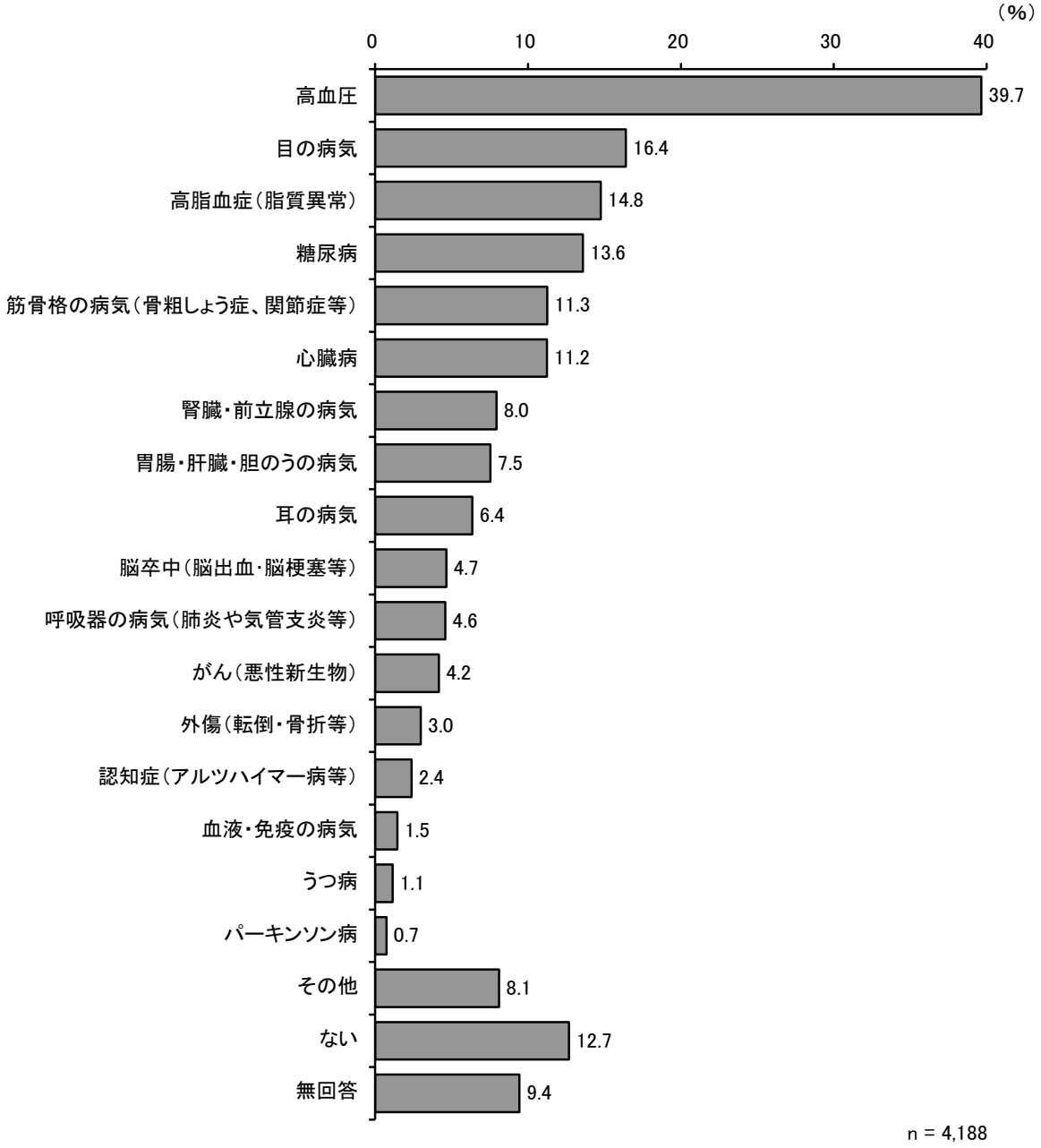

【介護をするうえで困っていること】

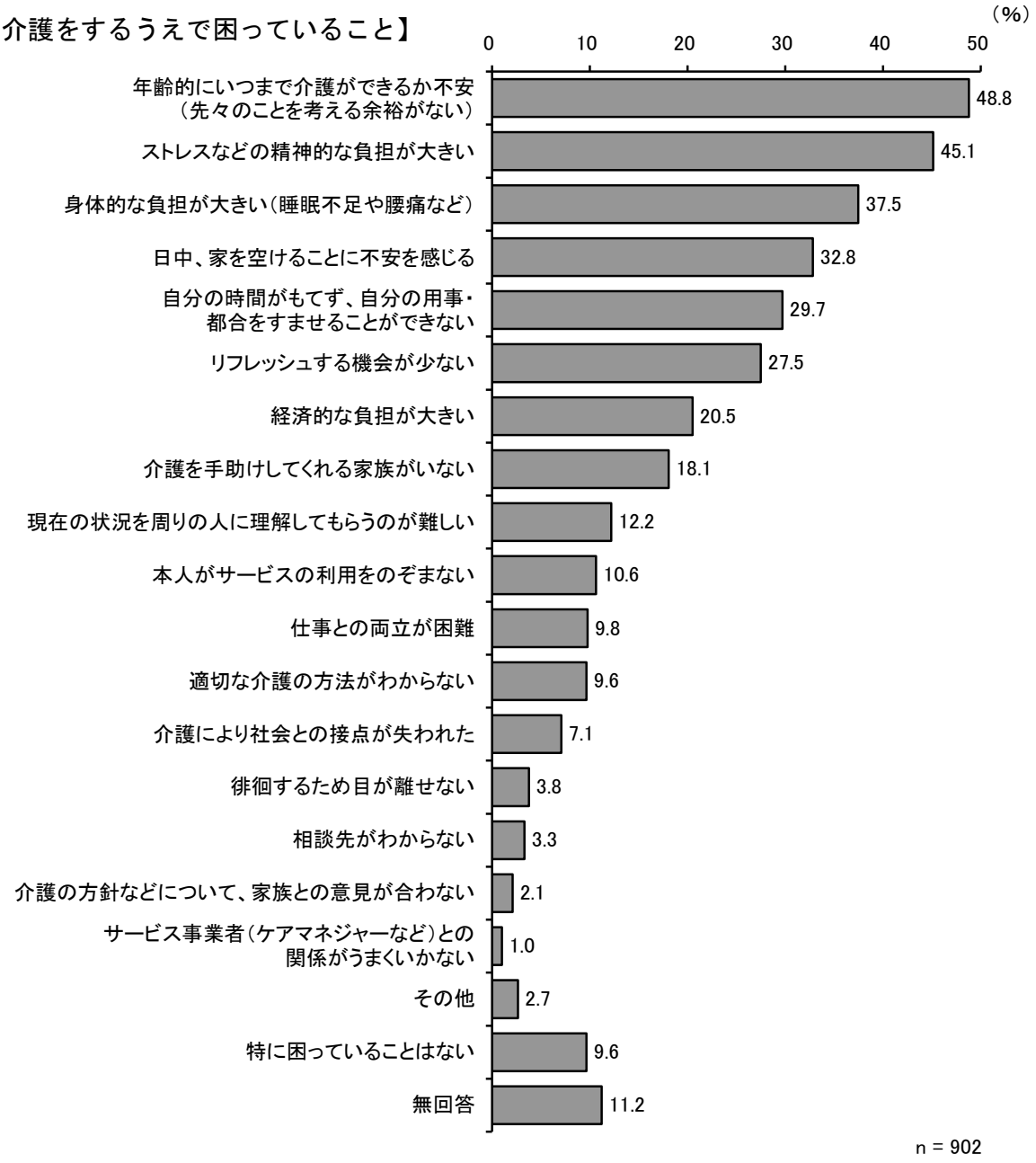

【男性介護者が研修に参加できない理由】

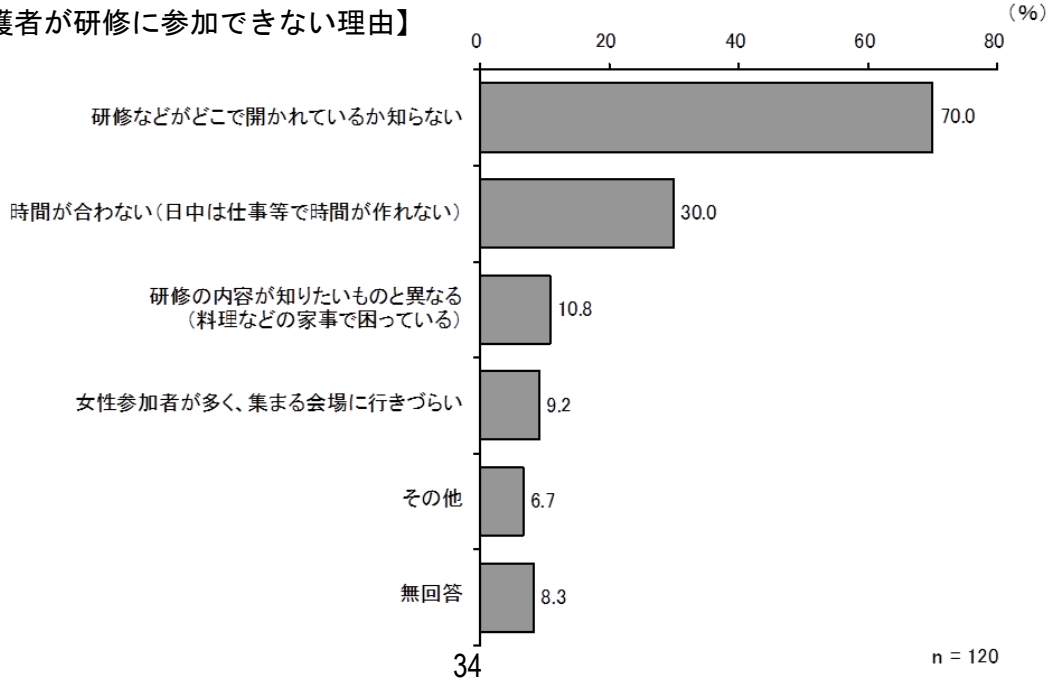

今後の取組み

○　今後の取り組みとしては、訪問診療を行う医師の育成や「(仮称) 市認定在宅介護対応薬局」の確保、市立病院による訪問診療医のバックアップ体制を構築するとともに、すでに実施している訪問歯科診療事業の拡充も含め、市民が在宅で医療を受けるための基盤整備を行います。

また、各種研修や、在宅ケア資源データの共有に加え、市立病院を中心とする市内病院の医療連携ネットづくりの構築等も視野に入れ、医療・介護関係者の連携やスキルアップ等を図ります。

さらに、出前講座やシンポジウム開催、各種媒体の活用により、これら取り組みを市民へ周知することで、市民自ら在宅医療・介護について考えることができる機会を創出します。

○　家族介護者が特に困難を感じている介護技術（排泄介助、食事介助方法など）について、訪問介護事業所などが要介護（要支援）者等宅を訪問し、介護技術の講習を行う「家族に対する介護技術養成事業（訪問レッスン)」の実施や家族介護者の介護方法に関する相談を行う家族介護者支援センターを設置します。

番号	事業名		事業内容
1	新規	地域の医療・介護・福祉資源の把握及び活用	市内の在宅医療・介護・福祉に係る施設を調査し、情報の把握と共有化を図るとともに、その活用に努めます。
2	拡充	地域ケア会議の推進	地域の医療・介護・福祉・生活支援などの関係者で構成される地域ケア会議を開催し、個別事例の支援方法を検討するとともに、事例の積み重ねから見えてくる地域特有の課題を共有するとともに行政への提言を行います。
3	新規	在宅医療･介護連携に関する研修の実施	病院勤務の医療職に対する認知症対応力向上研修や、介護職への医療に関する研修などを実施し、各職種のスキルアップを図るとともに、研修参加者間の連携を強化します。
4	拡充	24 時間 365 日の在宅医療・介護体制の構築	訪問診療を行う医師の育成や、すでに実施している訪問歯科診療事業の拡充も含め、在宅介護対応薬局の認定などを行うとともに、24 時間 365 日の在宅医療・介護体制の構築を目指します。 また、医療・介護等の関係団体が参加する「千葉市在宅医療推進連絡協議会」において、多職種間の連携を引き続き推進します。

番号	事業名		事業内容
5	拡充	在宅医療の充実	青葉病院については、平成９年から在宅医療支援病床を医師会と協力して運営しており、また、平成２６年度より在宅療養後方支援病院として在宅医療を提供する医療機関（連携医療機関）と連携し、地域で在宅療養する患者の緊急入院を２４時間受け入れるための体制を整備しています。さらに海浜病院についても、平成２７年度から在宅療養後方支援病院として体制の整備を図ることから、引続き連携強化に努めます。
6	新規	在宅医療･介護連携支援センター（仮称）の運営	地域の在宅医療・介護関係者、あんしんケアセンターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行うなど、総合的な支援を行います。
7	新規	在宅医療介護シンポジウムの開催	在宅医療・介護の連携に関する取り組みを紹介するほか、シンポジウム等を開催することで、在宅医療・介護に対する市民の理解を深めるよう努めます。
8	新規	訪問診療を行う医師の育成	積極的に訪問診療を行っている医師が指導役となり、未経験の医師に対し同行実地研修を実施し、必要な知識やスキルを習得することにより、訪問診療を行う医師の増員を図ります。
9	新規	関係者間をつなぐクラウド型システムの導入	患者の基本情報、医師やケアマネージャー等の診療・訪問履歴及び身体状況等について、個人情報の取り扱いに十分に配慮しながらクラウドコンピューティングの技術を活用し、関係者が共有できるシステムを導入します。 平成 28 年度から医療や介護等の関係者と検討を開始し、平成 30 年度以降の実施を目指します。
10	拡充	介護支援専門員等への支援	要支援者の自立支援を推進するため、あんしんケアセンターにおいて新規で作成している介護予防ケアプランの点検を行い、介護予防ケアプランの改善を図ります。また、介護支援専門員が、より適切な介護予防ケアプランを作成できるよう、介護支援専門員に対してスキルアップ研修を実施します。
11	拡充	家族介護者支援	在宅で高齢者を介護している家族や支援者を対象に各区１回、家族介護者研修を実施します。 家族介護者が特に困難を感じている介護技術（排泄介助、食事介助方法など）について、訪問介護事業所などが要介護（要支援）者等宅を訪問し、介護技術の講習を行う「家族に対する介護技術養成事業（訪問レッスン）」の実施や家族介護者の介護方法に関する相談を行う家族介護者支援センターを設置することにより、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減し、介護者（養護者）の介護技術の向上を図ります。

番号	事業名		事業内容
12	継続	家族介護慰労	1年間介護保険サービスを利用しなかった重度要介護者を介護している家族に慰労金を支給します。
13	新規	地域の保健・医療・福祉関連連携の強化	あんしんケアセンターと市内医療機関との研修会や、千葉市訪問看護ステーション協議会、ケアマネジャー及び市内医療機関との研修会を開催し、連携強化を図ります。

（３）認知症施策の推進

現状

○　65 歳以上の高齢者のうち、４人に１人は認知症、もしくはその予備軍であると言われています。

○　認知症の最大の要因は「加齢に伴う脳の老化」と言われています。また、認知症になっても、周りの方の適切な対応があれば、住み慣れた自宅で穏やかな生活を続けることができます。

○　これまで認知症に関する相談窓口の拡充として、あんしんケアセンターの増設、認知症相談コールセンター及び認知症疾患医療センターの設置などに取り組んでいます。

○　認知症の早期発見・早期対応の充実を図るため、「認知症サポート医の養成」、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しているほか、「認知症初期集中支援チーム」をモデル的に運営しています。

○　認知症に関する正しい知識や理解を目的として「認知症サポーター養成講座」、「キャラバンメイト養成研修」、「市政出前講座」などを開催しています。

○　認知症高齢者の方が徘徊などにより行方不明となった場合、その方の情報を共有し、早期発見・保護につなげられるよう「徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク」、「徘徊高齢者位置情報システム」などを構築しています。

課題

○　「認知症になると何も分からなくなってしまう」、「認知症の人が地域にいると不安だ」など、認知症に対する誤解や偏見が未だ多く見受けられることから、認知症に関する正しい知識・理解が必要となります。

○　徘徊や暴言などが出現してから初めて異変に気付くなど、対応の遅れにより認知症状の悪化を招く恐れがあることから、早期発見・保護に努める必要があります。

○　一人暮らしの認知症の方や、ご夫婦ともに認知症の方など、きめ細かい支援を必要とする方が増えていることから、地域で認知症の方とその家族を支援する体制の整備が求められています。

【「認知症かな」と思ってから医療機関の受診までの期間】

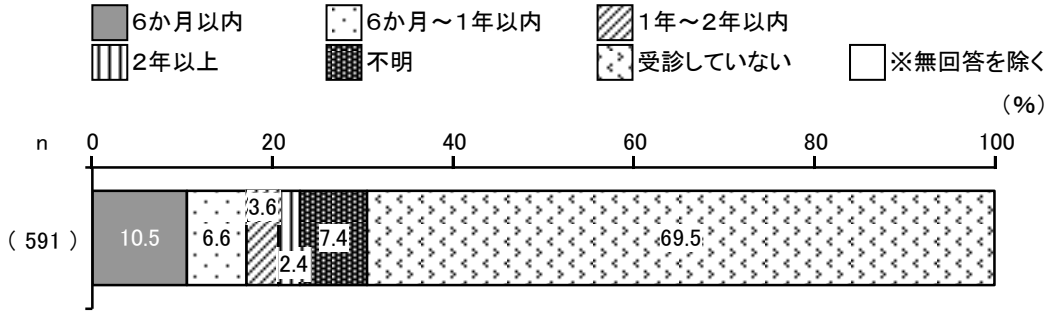

【寝たきりや認知症などを予防する「介護予防」について】

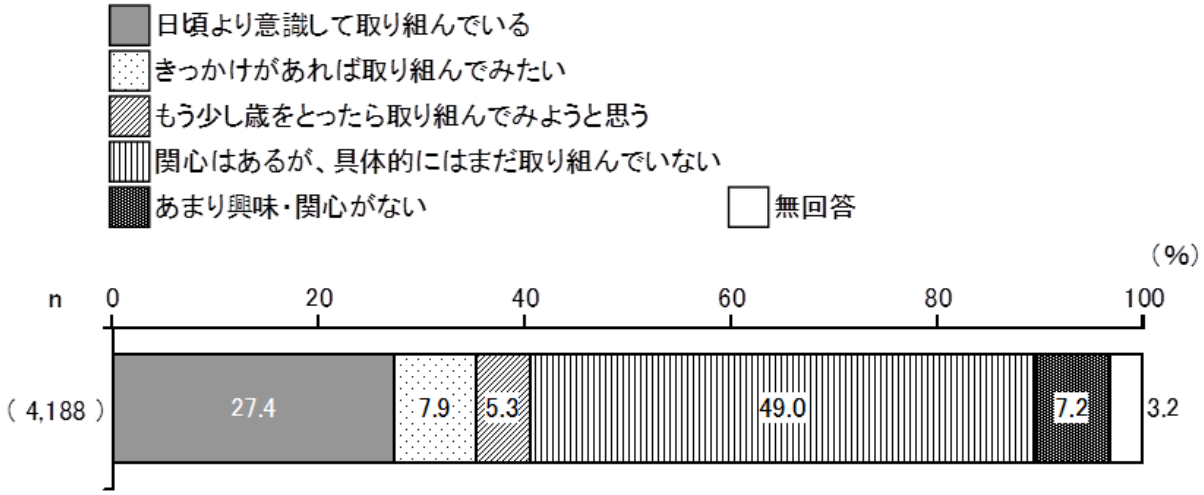

今後の取り組み

○　認知症に関する正しい知識や理解、医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成・配布します。また、「認知症サポーター養成講座」、「市政出前講座」の開催や子どもたちへの啓発活動を行う「認知症こども“力”（ちから）プロジェクト」を推進します。

○　認知症の方に対して初期の支援が集中的に実施できるよう「認知症初期集中支援チーム」の整備を進めます。

○　ＭＣＩ（軽度認知機能障害）の方は、65 歳以上の約 13%と見られていることから、早期発見・ケアに努めるとともに、必要な助言を行います。

○　認知症の方やその家族が安心して過ごせる居場所として「認知症カフェ」の整備を進めます。

○　市やあんしんケアセンターが中心となり、認知症の方などが住み慣れた場所での生活が継続できるよう「地域ケア会議」を開催します。

○　認知症施策をさらに推進するため、有識者をはじめ認知症コーディネーター、認知症地域支援推進員など、認知症に関する専門性スタッフとともに必要な施策について、調査、研究します。

番号	事業名		事業内容
1	継続	認知症初期集中支援チームの設置・運営	訪問看護師や作業療法士などの専門スタッフが、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族のお宅を訪問して、認知症の進行による症状についての説明、本人に対する価値観の聞き取り及び生活環境に応じた助言などを行い、自立生活を支援します。
2	拡充	認知症疾患医療センターの機能強化	認知症疾患医療センターでは、認知症の方やその家族、かかりつけ医などから相談を受け、症状に対する助言や地域のサポート医の紹介、必要に応じて認知症の原因疾患を特定する鑑別診断などを行います。 また、あんしんケアセンターやケアマネジャーに対し認知症の対応力向上のための支援を行うほか、相談員の増員を行います。

番号	事業名		事業内容
3	新規	認知症こども”力”（ちから）プロジェクトの推進	小・中学校、高等学校などで「認知症サポーター養成講座」を開催します。 また、多世代交流イベントなどにおいて、子どもたちへの認知症に関する啓発活動を推進することで、認知症の方にやさしい街づくり、認知症に対する偏見の払拭及び未来の介護人材の育成を図ります。
4	新規	MCI（軽度認知障害）の早期発見とケア	軽度認知障害の方は、そのまま認知症に移行する場合のほか、認知症を発症しない場合もあるとされていることから、早期発見に必要な簡易判定機材の導入や適切なケアについて調査・研究を行います。
5	新規	標準的な認知症ケアパスの作成・普及	認知症に関する正しい知識や理解、医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、リーフレットとして配布します。
6	継続	かかりつけ医の認知症対応	かかりつけ医に対して、認知症診断の知識・技術などの習得を目的とした研修を実施します。 また、認知症の方を早期に発見し、専門医へと繋げるよう地域と医療とが連携した支援体制を構築します。
7	継続	認知症サポート医の養成	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言などを行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。また、認知症初期から必要に応じて、医療と介護の連携が図れる体制を構築します。
8	継続	認知症高齢者家族介護研修	認知症の方の介護者等を対象に研修を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。 また、地域における認知症への理解の促進に努めます。
9	継続	徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク事業	認知症高齢者が行方不明となった場合に、区役所や警察署へ速やかに情報の提供・共有することで、認知症高齢者の早期発見・保護に努めます。

番号	事業名		事業内容
10	継続	徘徊高齢者位置情報システム	認知症による徘徊の症状がある方に、あらかじめＧＰＳ機能のある端末機を携帯してもらうことで、行方不明時の早期発見・保護に努めます。
11	継続	ちば認知症相談コールセンター	認知症の方の介護経験を持つ相談員が、親身に相談をお受けする電話相談や、看護師が対応する面接相談（予約制）を県と共同で運営します。
12	継続	キャラバンメイトの養成	認知症に関する正しい見識をもち、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成します。
13	継続	認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。
14	継続	認知症コーディネーターの養成	国が推奨する「認知症地域支援推進員」の役割を包含する「認知症コーディネーター」を養成し、認知症疾患医療センター及びあんしんケアセンターに配置します。
15	新規	認知症カフェの整備	認知症の方とその家族、地域住民及び専門スタッフが集い、認知症の方を支える繋がりを支援し、家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症カフェを開設します。
16	拡充	認知症に対応した介護サービス提供基盤の整備	認知症高齢者対応型共同生活介護（認知症グループホーム）や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進し、認知症高齢者に対する介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

（４）生涯にわたる健康づくりの推進

現状

○　生涯を通じて健やかな生活を送るためには、高齢期になる前の若い年代から、健康づくりを日常生活に取り入れた生活習慣を確立することが大切であり、健康寿命の延伸にもつながります。

○　本市では、がんや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療のための各種健診、健康教育・健康相談・訪問指導、歯・口腔の健康に着目した口腔保健などの保健事業、予防接種事業などの感染症予防対策を実施しています。

　また、民間を主体とした健康づくり団体との協働による市民健康づくり大会などのイベント開催により、市民自らが健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための施策を総合的に推進しています。

課題

○　高齢期になると、健康上の課題を抱える人が増えるとともに個人差も大きくなります。食生活の乱れによる栄養の偏りや運動不足など若いころからの生活習慣に起因するがん、高血圧、糖尿病などの生活習慣病が増加していくことから、ライフステージに応じた健康教育などの保健事業や健康づくりの情報提供を行う必要があります。

　特に、働き盛りの男性に肥満が多く、高齢期の生活習慣病の発症や、要介護の原因として多い脳卒中の危険因子となっていること、また、女性の筋骨格の病気の保有率が高いことや、要介護の原因となる転倒・骨折の危険因子となっていることから、就労世代からの食生活・運動・禁煙などの生活習慣の改善や、骨粗しょう症予防への取り組みが重要となります。

○　また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯へのバランスのよい食生活への支援や、病気の早期発見・早期治療のための各種健診や特定健診受診率の向上に向けた取り組みなどを強化することで、病気や要介護状態になることを予防し、健康寿命を延伸していく必要があります。

【普段から健康や介護予防のために気をつけていること】

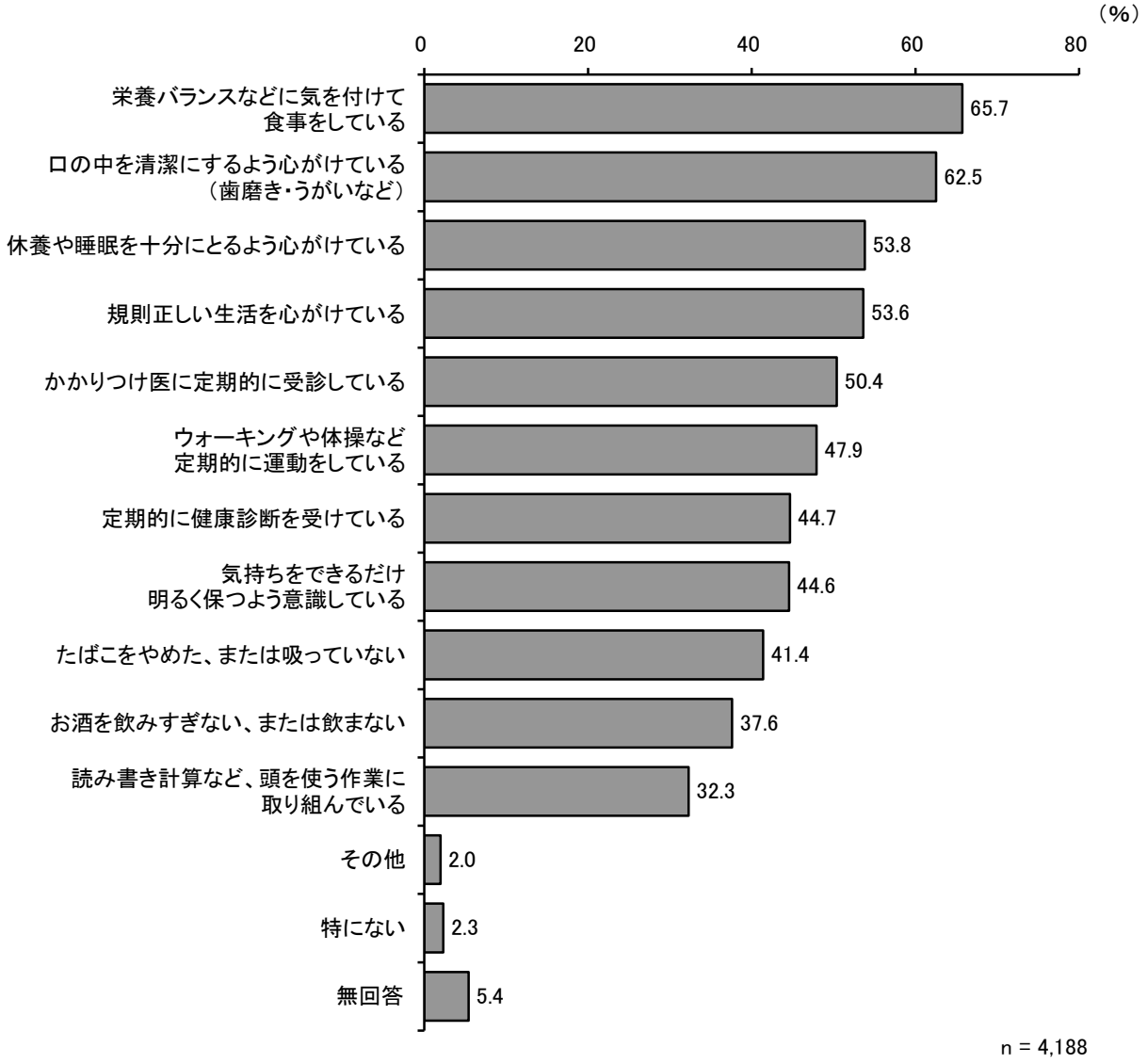

今後の取り組み

○　食生活、身体活動・運動など様々な分野において、市民の健康づくり活動を支援し、生活習慣の改善を図ります。また、市民自らが健康への関心を高め、主体的に健康づくりに取り組めるように、地域・職域関係者と地域の特性にあったネットワークづくりを推進します。

○　保健福祉センターを拠点とした健康教育や健康相談などの保健サービスの充実及び食育や歯・口腔の健康づくりの推進、運動習慣の普及・啓発を図ります。また、企業などと連携して就労世代に対する健康づくりを支援することで、生活習慣病の予防に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診などの受診率の向上や予防接種による疾病予防対策の充実を図ります。

番号	事業名		事業内容
1	拡充	食生活改善の推進	地域において食生活改善のためのボランティア活動を行う食生活改善推進員を育成し、健全な食生活の実現を支援します。
2	継続	食育の推進	市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むことができるよう、食育を推進します。
3	継続	地域健康づくり支援ネットワークの推進	各区での健康づくりの課題に応じた事業を推進するため、「地域健康づくり支援連絡会」などのネットワークを活用し、健康づくりの推進に努めます。
4	継続	ヘルスサポーターの養成	健康づくりのため、運動に関する正しい知識に基づく市民の自主的な活動を推進することを目的として、地域の中心となって運動を継続するヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。
5	継続	健康運動習慣の普及・定着の推進	健康運動推進事業によるヘルスサポーター養成教室や健康運動指導士による出前講座により運動習慣の普及啓発を図ります。 また、広報や各種事業を通して教室や講座の周知を図ることで、事業の定着に努めます。
6	継続	こころの健康づくりの推進	高齢者のこころの健康・保持の増進を図るため、こころの健康センターなどで「高齢者精神保健福祉相談」を実施するほか、必要に応じて、保健師などによる訪問指導を行い、高齢者の精神疾患の予防と早期発見に努めます。
7	継続	歯・口腔の健康づくりの推進	歯科健康教育・相談、ヘルシーカムカムなどのイベントを開催し、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、むし歯、歯周病予防及び口腔機能（摂食・嚥下など）の向上に努めます。

番号	事業名		事業内容
8	拡充	がん検診等の推進	検診しやすい環境づくりとして、子宮がんと乳がんの検診を同時に行うセット検診、託児つき検診及び夜間検診などを行います。 また、人の多く集まる場所での検診や託児つき検診については、各区保健福祉センターで実施します。 未受診者に対しては、再度、受診勧奨をするなど、検診率の向上に努めます。
9	継続	健康診査等の推進	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者に対して、生活習慣病の予防・早期発見と健康の保持・増進を目的とした特定健康診査又は健康診査を実施します。また、特定健康診査で生活習慣病のリスクがあると判定された方に特定保健指導を実施します。
10	継続	健康教育	健康に関する正しい知識の普及を図るため、講演会などの集団健康教育を行うほか、禁煙に関する個別健康教育を実施します。また、様々な機会を捉えて、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及啓発に努めます。
11	継続	健康相談	市民のニーズに応じて疾病予防や生活習慣の改善など、心身の健康に関する個々の相談に応じ、必要な指導や助言を実施します。
12	継続	訪問指導	虚弱高齢者や生活習慣の改善が必要な方などに保健師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士などが訪問し保健指導を実施します。
13	継続	感染症予防対策	対象となる高齢者に対して、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種を実施し、発病と重症化の予防に努めます。

（５）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

現状

○　要介護状態となるおそれの高い「二次予防事業対象者」の高齢者を対象に運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防への取組みなどを目的とする介護予防教室への参加を促しています。

○　介護予防への取り組みを促進するために、講演会や教室などを開催し、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うほか、講演会や介護予防に関する知識の普及・啓発、地域で自主的に活動する組織の育成や支援などに取り組んでいます。

○　ひとり暮らし高齢者などに対する支援としては、緊急通報装置や安心電話などによる安否確認のほか、家具転倒防止金具取付費用の助成などを行っており、要介護者などの高齢者に対する支援として、おむつ給付などを行っています。

課題

○　「私にはまだ介護予防は必要ない」と介護予防教室への参加に消極的な方が多く、参加率が低調です。

○　知識として「介護予防が大切」と知っていても、実際の行動（運動をするなど）には結びつかない方が多く見受けられます。

○　平均寿命と健康寿命には男性　　歳、女性　　歳の違いがあります。

○　生活支援・介護予防サービスの体制整備に当たっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、ＮＰＯ、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進していく必要があります。

○　介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスを補完し、時代に即した在宅サービスを提供する必要があります。

【近所づきあいや地域住民との交流について】

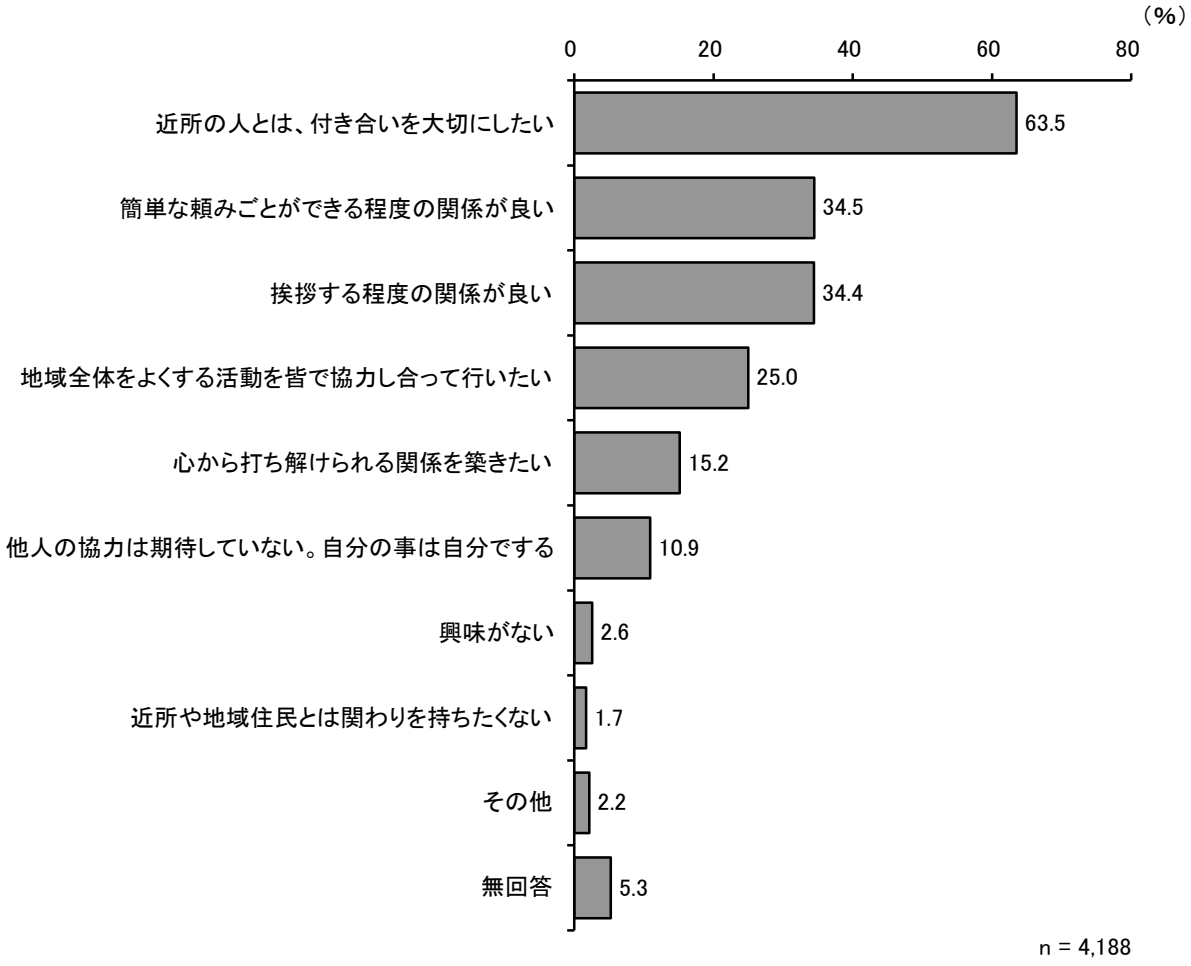

【現在の要介護度】

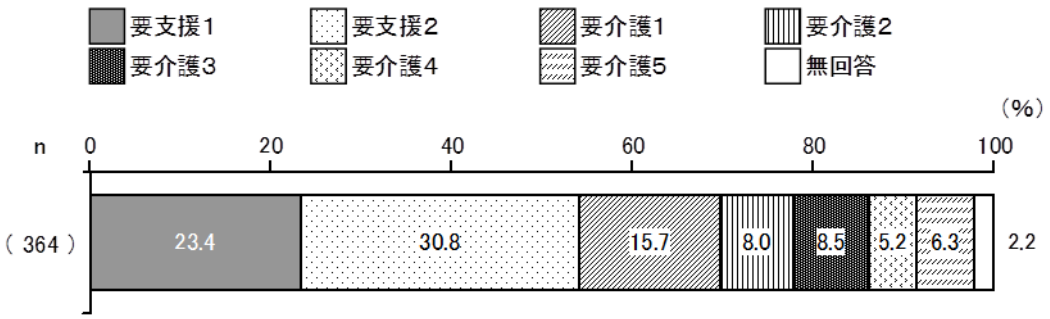

【近所づきあいや地域住民との交流の程度】

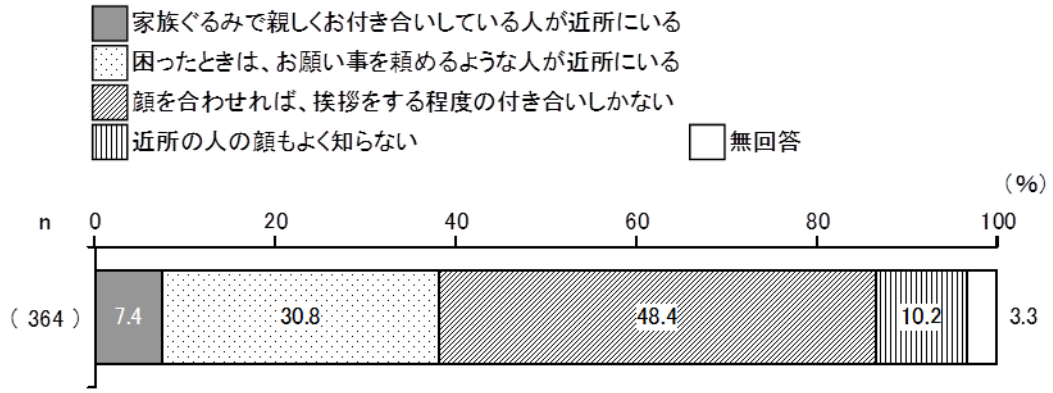

【今後の在宅生活で不安に思うこと】

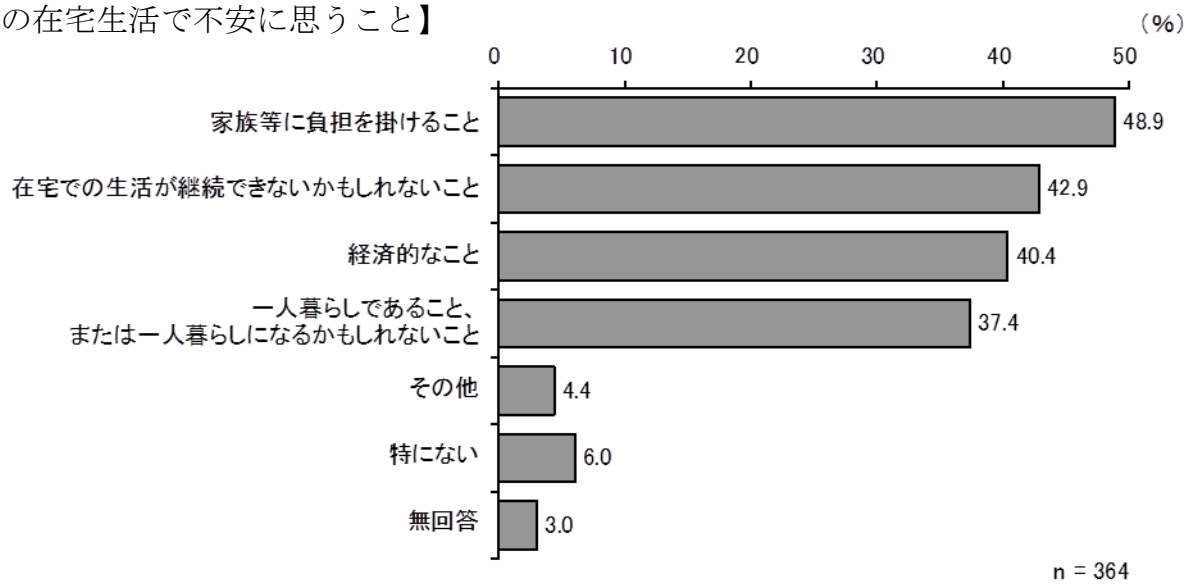

【ボランティアや地域住民等による介助や生活支援を受けていない理由】

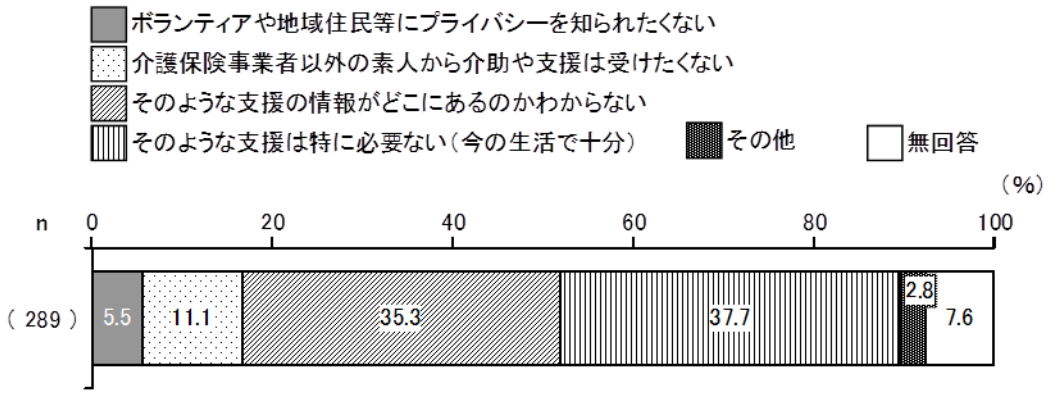

【寝たきりや認知症などを予防する「介護予防」についての考え】

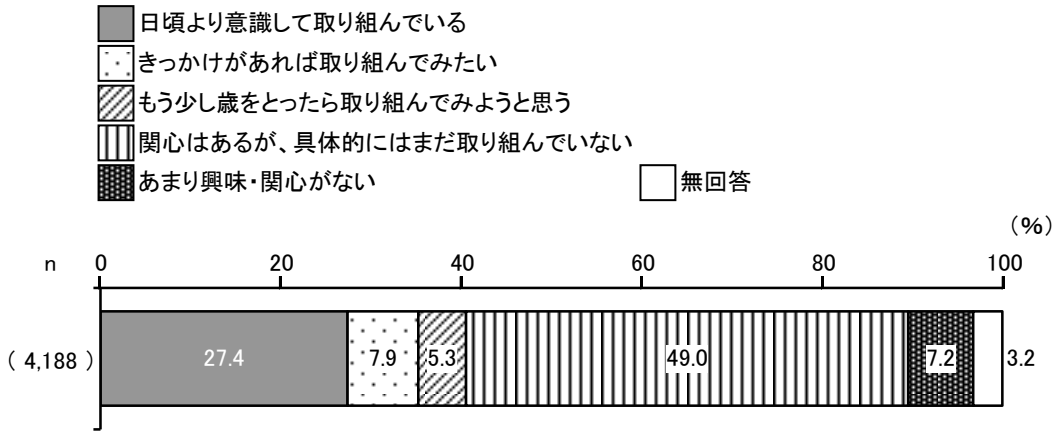

今後の取り組み

○　「セルフケアの促進」、「引きこもりの防止」、「地域で活躍するリーダー的存在の養成」などの視点から、元気なうちから健康づくりに取り組むきっかけづくりとなるような一般介護予防事業を展開します。

○　住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らし続けることを目的に「セルフマネジメント」の手法をお知らせし、自ら積極的に取り組めるよう支援します。

○　毎日の生活に活かせる運動、口腔ケア、栄養改善及び認知症予防などへの取り組みを行う総合的な介護予防教室を開催し、セルフケアに取り組むきっかけを提供します。

○　介護予防教室に参加した後、地域のリーダーとしていきいきと活躍できるよう支援します。

○　高齢者の生活支援・介護予防サービスを推進していくことを目的として、地域における生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置します。

○　介護保険以外の在宅サービスについても、民間の事業者だけではなく、多様な主体によるサービスの参入も視野に入れつつ、最新のサービスを導入し、高齢者の在宅生活を支援します。

○　これまで、サービス種類、内容、単価等について全国一律で提供されてきた予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、介護保険法の改正により、市町村が地域の実情に応じて、住民主体など多様な主体による柔軟な取り組みにより行われるよう、見直しが図られ、平成 29 年４月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされています。

本市では、平成 28 年度より、総合事業に一部移行することを予定しており、現行相当のサービスは維持しつつ、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成に取り組む生活支援コーディネーターを配置するとともに、リハビリテーション専門職を地域の活動の場へ派遣するなど新しいサービスを段階的に実施し、平成 29 年度に全面的に移行します。

番号	事業名		事業内容
1	継続	介護予防事業対象者の把握	保健活動及び民生委員などからの情報に対応し、閉じこもりなどの何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動に繋げます。
2	継続	介護予防教育	介護予防教育について普及啓発を行うとともに、地域住民が主体性をもって介護予防について理解を深めていけるよう、概ね自治会程度の単位での普及啓発を行います。
3	継続	介護予防相談	６５歳以上の方を対象に健康・運動・栄養・口腔などの個別相談を行います。
4	継続	介護予防普及啓発	あんしんケアセンターなどにおいて、パンフレットなどの配布や講演会・相談会を開催し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。
5	新規	健康づくりプロジェクト	プロのサッカーチームや野球チームのトレーナーなどが講師となり、自宅で簡単にできるストレッチや筋力トレーニングなどを実施し、体力づくりのノウハウを提供するとともに、市民への介護予防、健康づくりに対する興味・関心が深まるよう努めます。
6	新規	チャレンジシニア教室	一般高齢者を対象に広く参加者を募り、介護予防の視点を取り入れた、様々な趣味活動・講座を実施することで、「高齢者の引きこもり」への対策を実施します。特に男性高齢者を視野に入れ、そば打ち、ダーツ、教養講座など、多彩なプログラムを実施し、問題解消へのアプローチを行います。
7	新規	シニア水中プログラム	水中での運動により慢性的な関節疾患の痛みの軽減を図ります。また、脳活性のエクササイズや、認知症発症リスクを抑える生活習慣を獲得するための講話を実施することで、認知症の予防を図ります。

番号	事業名		事業内容
8	新規	リハビリ集中（仮・28 年度～）	理学療法士などによるリハビリ指導を行います。リハビリ指導の導入時期に当たっては、総合事業の導入と同時に行います。
9	新規	シニアリーダー講座	地域の方々に対して介護予防の普及啓発ができるよう、取り組みの重要性や介護予防につながる生活習慣についての知識の習得を図ります。 また、介護予防の運動を普及できるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実技指導の体験などを通して自主グループをけん引できるリーダーを育成する講座を開設します。
10	継続	口腔ケア	歯科医院において口腔機能の状況や、必要な相談・指導を行います。
11	拡充	地域介護予防活動支援	介護予防の体操などを行う住民主体の場を充実するために、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。 あんしんケアセンターなどにおいて、介護予防ボランティアを育成するため、研修、地域活動組織の育成及び支援を行います。
12	継続	介護予防事業評価	基本チェックリストの該当数の変化や生活支援サービスの利用状況などから、要支援１・２を含めた介護予防事業参加による各個人の状況変化を把握し、事業の評価を行います。
13	継続	生活管理指導短期宿泊	要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し、養護老人ホームに一時的に入所させ、要介護状態などへの進行の予防と自立した在宅生活の確保を目的とする生活習慣の指導などを行います。
14	継続	おむつ給付等	在宅の要援護高齢者におむつの給付などを行い、介護者の負担軽減を図ります。
15	継続	安心電話	在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話をかけることで安否確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。

番号	事業名		事業内容
16	継続	緊急通報システム整備	ひとり暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。
17	継続	日常生活用具給付	ひとり暮らし高齢者に日常生活用具（電磁調理器、自動消火器、火災警報器、シルバーカー）の給付を行います。
18	継続	家具転倒防止対策	地震災害時における高齢者の安全を確保するため、住居への家具転倒防止金具など、取付費用の一部を助成します。
19	継続	訪問理美容サービス	在宅の重度要介護者に、理容師や美容師を派遣して調髪を行う際にその出張費用を助成し、高齢者の衛生面を支援します。
20	継続	寝具乾燥サービス	自分で布団干しなどが困難な在宅のねたきり高齢者などの寝具について、寝具乾燥車を派遣し、無料で乾燥又は丸洗いします。
21	継続	ねたきり老人歯科診療送迎	ねたきり高齢者が、市休日救急診療所で歯科診療を受ける際、リフト付きのタクシーを利用した場合に運賃の一部を助成します。
22	継続	生きがい活動支援通所	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、機能訓練と趣味活動を組み合わせた活動の場を提供します。
23	継続	機能回復訓練	加齢に伴い身体機能の低下が見られる、またはその心配がある高齢者に対し機能維持・体力増強など、介護予防を目的にストレッチ体操やレクリエーションなどを取り入れたグループ指導や個別指導を実施します。なお、指導の終了後も家庭で継続できる内容とするなど、利用者が参加したくなる取り組みを行います。
24	継続	介護予防･生活支援ニーズ把握	アンケート調査や訪問調査などを実施し、身体状況別の高齢者の分布や生活支援サービスなどの必要量の把握、地域のサービス資源・人材などの把握を行います。
25	新規	生活支援コーディネーターの設置	地域において資源開発、ネットワーク構築などのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進します。
26	新規	生活支援サービス体制の整備	生活支援コーディネーター、協議体及び生活支援サービスに関する研究会を早期に立ち上げるとともに、協議体を設置します。

番号	事業名		事業内容
27	拡充	高齢者見守りネットワーク構築の推進	町内自治会などが新たに見守り活動を実施するため、ガイドブックを作成するとともに、初期経費の一部を補助します。活動後も団体間の交流を図り情報を共有する機会を創出するとともに、事例集を作成するなど、地域における見守り活動を支援します。
28	継続	介護支援ボランティア	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。
29	新規	民間事業者等による見守り	民間事業者の資源やネットワークを活用し、高齢者の見守りを行い高齢者の孤独死・孤立死の防止に努めます。 また、日常生活において何らかの異変が生じた場合、区へ連絡することで、区があんしんケアセンターなどと連携し必要に応じた高齢者の支援を行います。
30	拡充	孤独死防止通報制度の運用	日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や宅配業者などの協力により、高齢者宅などの異変を発見した場合、区に通報してもらうことで、地域における孤独死の防止に努めます。
31	継続	福祉有償運送実施団体への指導・助言	公共交通機関を利用するのが困難な要介護者や障害者などに対し、営利にならない範囲の対価で、ＮＰＯなどが移動手段を提供する福祉有償運送事業について、必要な指導・助言を行います。
32	継続	外国人等高齢者福祉給付金支給	国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている外国人などの高齢者に福祉給付金を支給します。

（６）高齢者の住まいの安定的な確保

現状

○　高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、バリアフリー化の取り組みを推進するとともに、高齢者向けの住宅の確保に取り組んでいます。

課題

○　バリアフリー化など、高齢者にやさしい住まいづくりの推進と高齢者が安心して住むことのできる住宅の確保が重要です。

【現在の住まいで不便なこと】

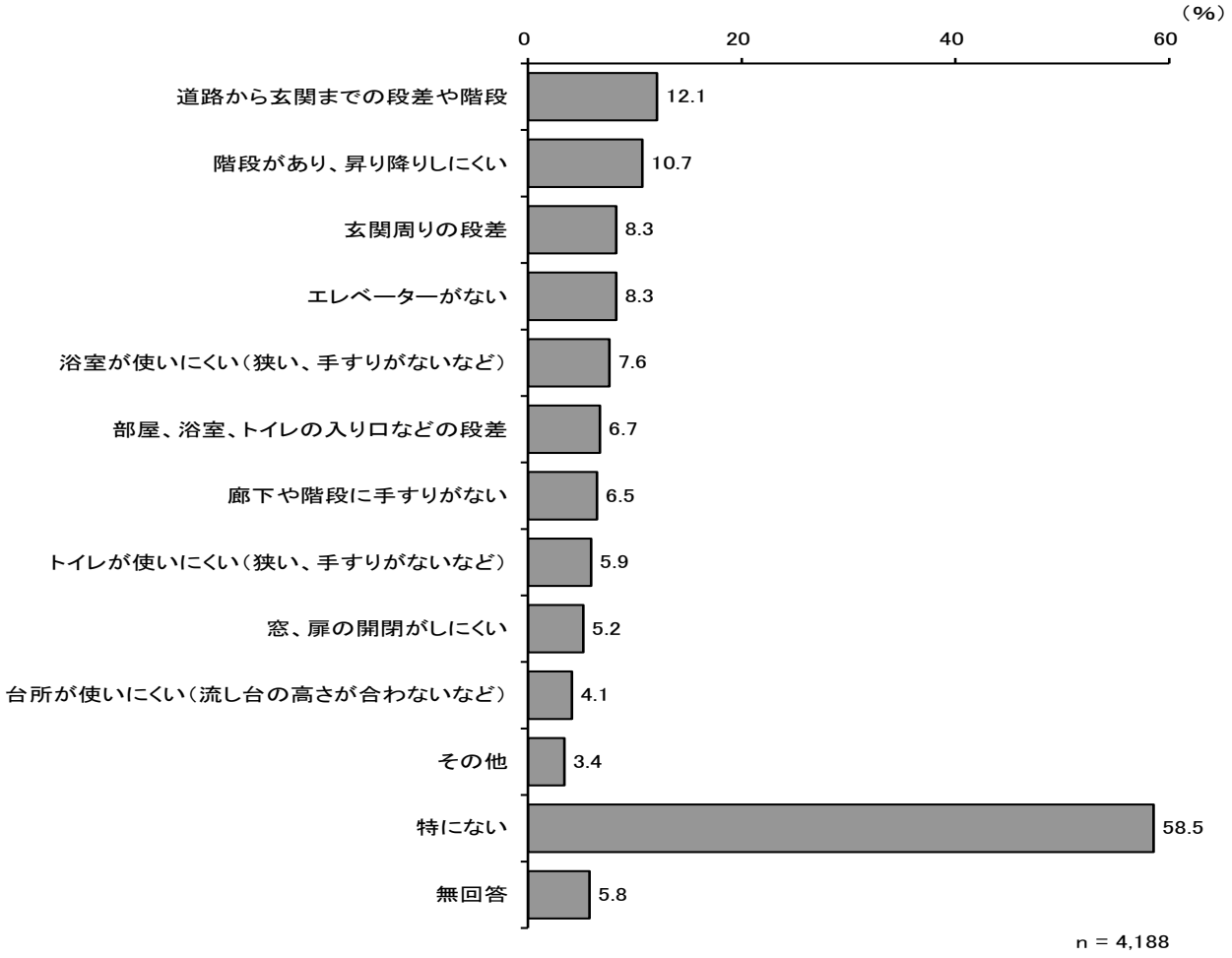

今後の取り組み

○　身体機能の低下した高齢者が、地域で安心して生活が送れるよう、段差を無くし、手すりを付けた廊下や浴室などのバリアフリー構造による住宅の確保及び住宅改修を支援します。

○　高齢者にふさわしいハードと安心できる見守りサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

番号	事業名		事業内容
1	継続	住宅のバリアフリー化の促進	住宅関連情報提供コーナー（略称：すまいアップコーナー）にて相談及び情報提供を通して、バリアフリー化の啓発を行います。
2	継続	住宅改修費支援サービス	要援護高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるように浴室などを改修する場合に、改修に要する費用の一部を助成します。
3	継続	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう立入り調査や定期報告を実施します。
4	拡充	ＵＲ都市機構との連携	ＵＲ都市機構や民間都市開発事業者と連携し、高齢者世帯などに配慮したまちづくりの推進を図ります。
5	継続	民間賃貸住宅への入居支援	60 歳以上の高齢者に対し、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を提供します。また、保証会社を利用した場合、初回分の保証委託料の一部を補助します。
6	継続	高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備や、生活支援員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供し、適正な管理を行います。
7	継続	シルバーハウジング生活援助員派遣	シルバーハウジングに入居している高齢者に対して、生活相談や、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを提供するため、生活援助員を派遣します。
8	継続	生活支援ハウス	60 歳以上の独立して生活することに不安があるひとり暮らし、夫婦のみの世帯及び家族による援助を受けることが困難な高齢者に住居を提供します。
9	継続	養護老人ホーム	経済的な事情や家庭環境上の理由などにより、在宅での生活が困難な高齢者を入所させます。

番号	事業名		事業内容
10	継続	軽費老人ホーム（ケアハウス及びA型）	ケアハウス：自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、または高齢などのため独立して生活するには不安があり、家庭の援助を受けることが困難な高齢者に住居を提供します。 A型：健康な方で家庭環境や住宅事情により居宅において家族と生活することが困難な高齢者に住居を提供します。
11	継続	有料老人ホーム	概ね60歳以上の高齢者で、所得が比較的高い人を対象とし、住居とともに食事、洗濯、掃除などのほか、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスを提供します。

（７）支え合いの体制づくりの促進

現状

○　「千葉市地域福祉計画」に基づき、町内自治会や社会福祉協議会地区部会などが行う見守り活動や買い物支援活動に対する助成のほか、ボランティア活動の促進などを行っています。

○　高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代の家族が同居または近隣に居住するために必要となる費用の一部を助成しています。

課題

○　地域福祉活動の新しい担い手の確保や、より多くの市民・団体を巻き込んだ協力体制の強化などが求められていることから、多くの市民が地域福祉活動に参加するよう、「共助（支え合い）」の考え方やその重要性・必要性について、広く周知啓発していく必要があります。

また、地域住民と市が、より一層の連携体制を構築し、地域における支え合いの取り組み（共助の取り組み）が進展していくための仕組みを構築する必要があります。

○　働き手の人口減少については、税収や地域活力の低下など大きな影響を及ぼすことから、三世代同居等支援事業において、子世帯が市外から転入した場合に３年にわたり三世代をサポートしていますが、市外の子世帯に対する周知が難しい状況にあります。

【介護支援ボランティア制度への参加意向】

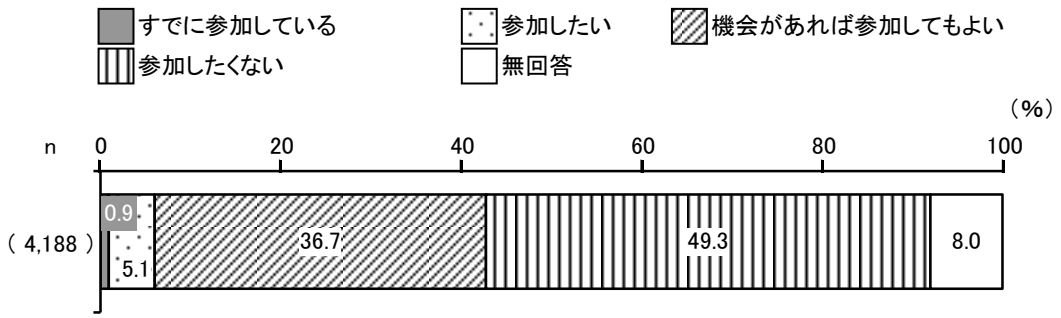

【あなたのまわりの人の「たすけあい」】

（ア）あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

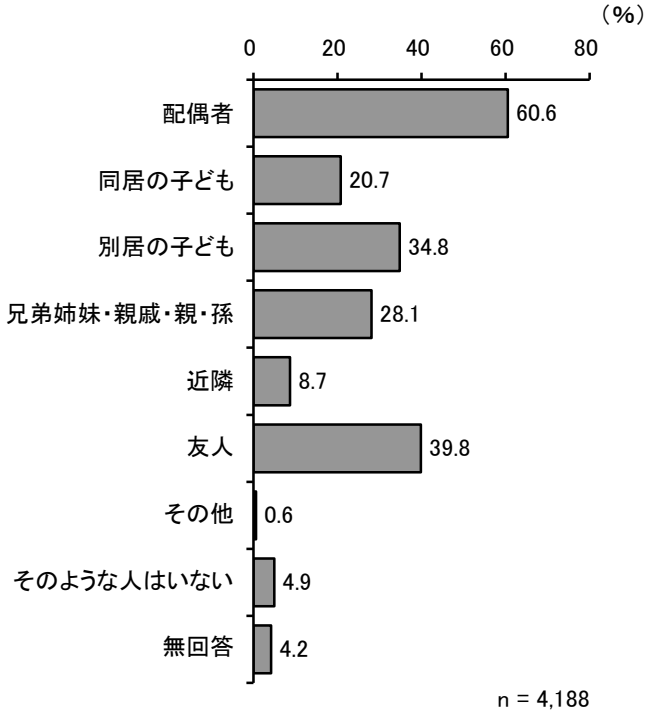

（イ）反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人

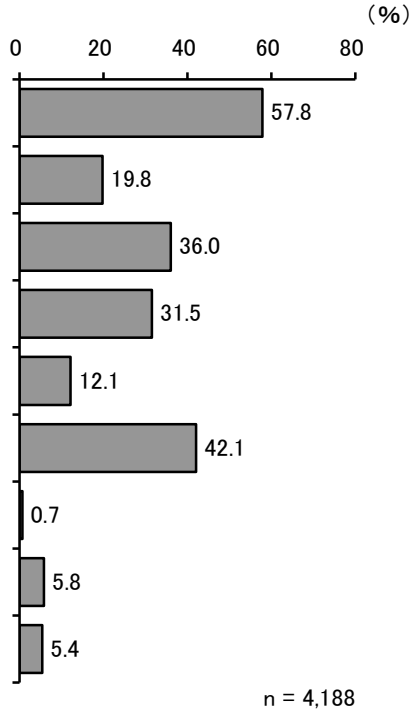

（ウ）あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

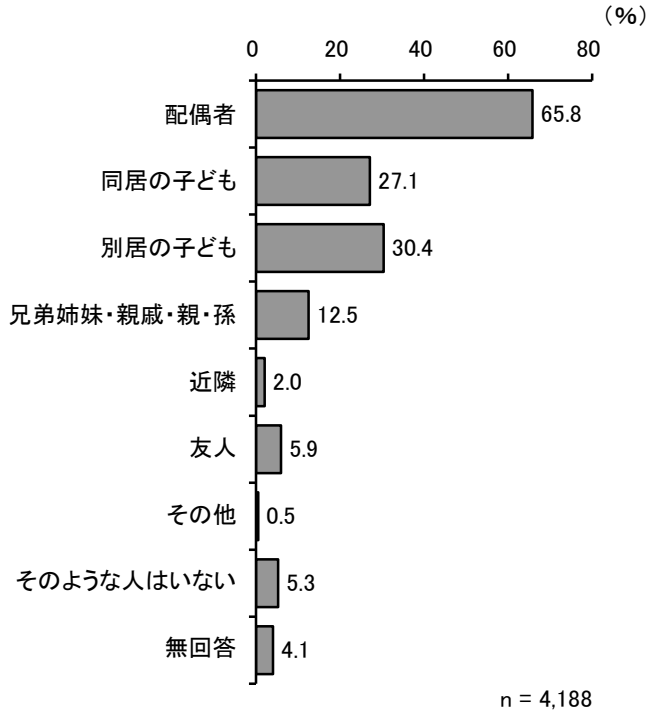

（エ）反対に、看病や世話をしてあげる人

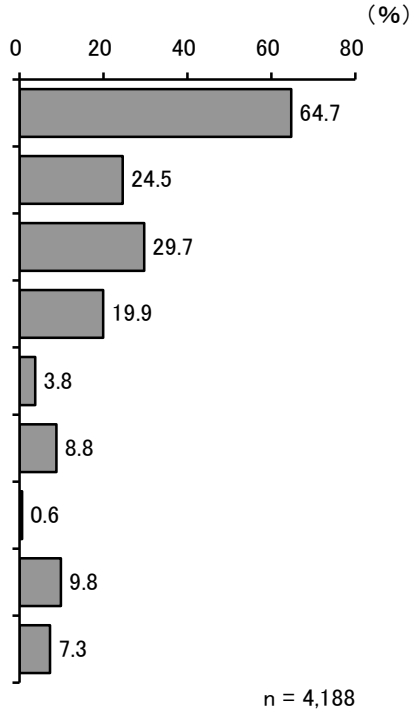

今後の取り組み

○　高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）」に基づき、地域、千葉市社会福祉協議会及び市が連携・協働して、地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。

○　民生委員や地域住民などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。

　また、地域支え合い体制づくり事業により地域に整備された支え合いの体制を引き続き支援します。

○ 高齢者が特別養護老人ホームなどで行うボランティア活動に対して、ポイントを付与する介護支援ボランティア制度を継続し、高齢者のボランティア活動への参加を支援します。

○　三世代同居等支援事業について、「データでみる千葉市の魅力ＰＲチラシ」に掲載するなど、積極的にアピールします。

番号	事業名		事業内容
1	継続	社会福祉協議会地区部会活動の支援	社会福祉協議会や地区部会での活動について、必要な支援を行います。
2	継続	社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援	ボランティアと受け入れ施設側との双方がより良い関係を築けるよう、社会福祉施設のボランティア担当者を対象とした研修（ボランティアを受け入れる基礎知識や活動プログラム作成など）を実施します。 また、各市立障害児者施設において、ボランティアを受け入れるとともに、保育所（園）において、学生を中心としたボランティア希望者の受入れを支援します。
3	新規	地域運営委員会の設置の促進	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区単位に、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設置を促進します。
4	継続	三世代同居等支援事業	親・子・孫などの三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立防止、家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成します。
5	継続	「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）」の推進	地域住民、市、千葉市社会福祉協議会の３者が連携・協働して、地域で支え合う仕組みづくりに取り組む「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）」を推進します。

（８）安心安全なまちづくりの推進

現状

○　災害時に一人で避難することが困難な重度の要介護高齢者や障害者の方などを支援するため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、消防局と情報を共有することで、火災時などにおける要支援者の安全を確保しています。また、要支援者の避難支援や安否確認を円滑におこなうため、要支援者情報を地域の民生委員などへ提供できる体制を整備しています。

○　高齢者の消費者トラブルに関する相談が増加していることから、高齢者を消費者被害から守るため、関係機関及び団体で構成する「千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議」を設置しています。また、消費者被害の予防、早期発見、防止につながるよう、高齢者や高齢者に接する機会の多い方々の要望に合わせた「くらしの巡回講座」を実施しているほか、消費者被害の防止などの消費者教育に関する活動を行う団体の登録制度を通じて、消費者被害の防止に関する活動を支援しています。

○　高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、バリアフリー化の取り組みを推進しています。

課題

○　災害から高齢者を守るためには、それぞれの要支援者の状況に応じた的確な支援が必要です。

○　悪質商法や振り込め詐欺から高齢者を守るためには、関係機関が密接に連携し被害の防止を図る必要があります。

○　高齢者が安全に外出し、積極的に社会と関われるよう、バリアフリー化など高齢者にやさしいまちづくりの推進が必要となります。

今後の取り組み

○　災害時における要支援者の支援については、それぞれの要支援者の状況に応じた的確な支援が重要であり、防災関係部局や地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員などと連携し、安否確認や避難支援の仕組みづくりを進めます。

○　高齢者の消費者被害を防止するため、関係機関及び団体が密接に連携するとともに、悪質商法の手口や対処方法などの啓発に努めます。

○　高齢者が安心して外出し、積極的に社会に関われるよう、都市施設、公園、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、多様な移動手段の確保と充実に努めます。

番号	事業名		事業内容
1	継続	ちばし安全・安心メール	防犯・防災に関する情報を、電子メールにより市民などに提供し、市民の防犯・防災に対する意識向上を図ります。
2	継続	交通事故の防止	高齢者に対し「交通安全についてのマナー・ルール」の講話・模擬体験を実施し、交通事故防止の普及啓発を図ります。
3	継続	避難行動要支援者の把握	大規模災害時における安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会などと協力して避難行動要支援者を支援する体制を構築します。
4	継続	避難行動要支援者情報の消防局での活用	避難行動要支援者名簿システムで把握した要支援者情報をちば消防共同指令センターの指令管制システムに活用することで、火災や風水害などの発生時に災害地点から一定範囲内での要援護者の安全確保に努めます。
5	継続	防災知識の普及啓発	出前講座や防災かわらばんなどの広報紙により周知を図るとともに、防災ライセンス講座、防災リーダー研修会を開催し、防災知識の普及啓発に努めます。
6	継続	住宅防火訪問指導	高齢者世帯などを対象に住宅防火訪問指導を実施し、各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価及び改善のための防火指導を行います。 また、住宅防火訪問の際には、要援護老人など日常生活用具給付などの給付対象品目に住宅用火災警報器が含まれていることを紹介するとともに、当該機器の普及・促進を図ります。

番号	事業名		事業内容
7	継続	家具転倒防止対策（再掲）	地震災害時における高齢者の安全を確保するため、住居への家具転倒防止金具など、取付費用の一部を助成します。
8	継続	消費者被害の防止	悪質商法などから高齢者を守るため、高齢者や高齢者に接する機会の多い方々の要望に合ったくらしの巡回講座を実施し、悪質商法の手口や対処方法などの理解の促進を図ります。
9	継続	ちばし消費者応援団登録	消費者教育を実施（消費者被害の防止に関する活動を含む）している団体・個人の登録を行い、消費者教育の推進に努めます。
10	継続	千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議	関係機関及び団体と連携し、悪質商法による高齢者などの消費者被害の防止を図ります。
11	継続	都市公園のバリアフリー化	高齢者が気軽に公園を利用できるように、公園の新設及び既設公園の改修時に園路や出入口などを中心としたバリアフリー化に努めます。
12	継続	移動・交通手段の円滑化	鉄道駅にエレベーター、スロープを設置するとともに、多機能トイレの整備を行うことで、高齢者などの移動・交通手段の円滑化を図ります。
13	継続	都市施設の整備改善の推進	高齢者などの外出や社会参加の機会を促進するため、歩道の段差解消などバリアフリー化を進め、移動しやすい歩行空間の確保を図ります。 また、不特定多数が利用する建築物についても、高齢者などが円滑に利用できるよう施設整備の指導・助言などを行い、バリアフリーの普及に努めます。

２　生きがいづくりと社会参加の促進

現状

○　高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の地域活動拠点としていきいきプラザ・いきいきセンター、コミュニティセンターや公民館など、さまざまな活動の場を提供しているほか、高齢者の学習活動を促進するため、ことぶき大学校や公民館、生涯学習センターなどで仲間づくりや社会参加活動の促進につながる各種講座を実施しています。

　また、ことぶき大学校ではその知識や能力を地域活動へ活かせるよう、学生や卒業生のボランティア活動を支援しています。

○　地域での自主的な活動組織育成を進めるため、老人クラブの設立や活動の支援を行うとともに、健康づくり・仲間づくりを進めるため、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実に努めています。また、高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が研修などの自主的な活動に使用するバスの費用の一部を補助しています。

○　長年社会の発展に貢献された高齢者に対して祝金を贈呈するほか、地域コミュニティの活性化や外出支援を促進するため、地域で開催される敬老会への補助を行っています。

○　ことぶき大学校の多世代交流講座では高齢者と子どもたちとの交流を行っています。

○　高齢者の就労支援や就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センターでは、新規会員の獲得や就業機会創出による就業開拓、パソコン教室などの独自事業などに取り組んでいます。

課題

○　生きがいづくりや社会参加を進める各種講座については、団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、ニーズも多様化していることから、実施内容や手法の見直しを図り、一人でも多くの方が参加できるよう支援が求められています。今後、団塊の世代を中心に知識・経験などを持つ高齢者や、社会貢献をしたいと考えている高齢者がますます増えてくることから、高齢者の社会貢献意欲や社会参加に対する関心を、地域活動やボランティア活動に結び付ける仕組みづくりが求められています。

○　就労などを希望する高齢者が増加していますが、高齢者雇用安定法が改正されたことに伴い、企業における定年延長の取り組みが進み、高齢者の新規就労につなげることは難しくなっています。高齢者個々の意欲、能力等に応じ長年培ってきた知識や経験、技術が有効に活かせるよう多様なニーズに合わせた就労支援を行う必要があります。

【社会参加活動等を行うようになったきっかけ】

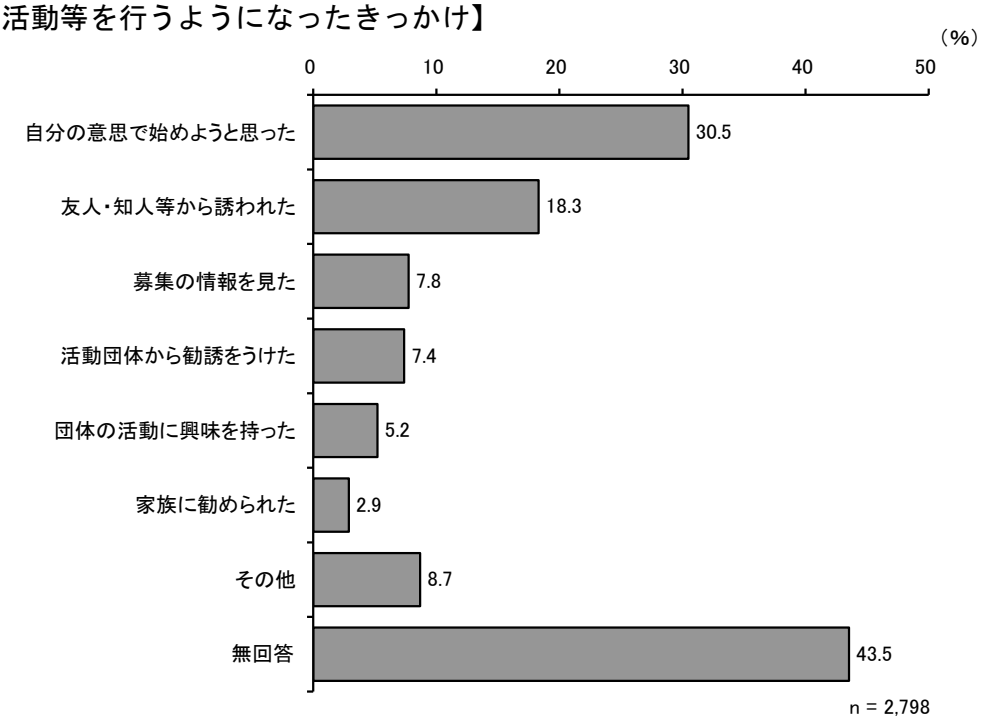

【市民が社会参加活動等に参加しやすくなるための支援や条件】

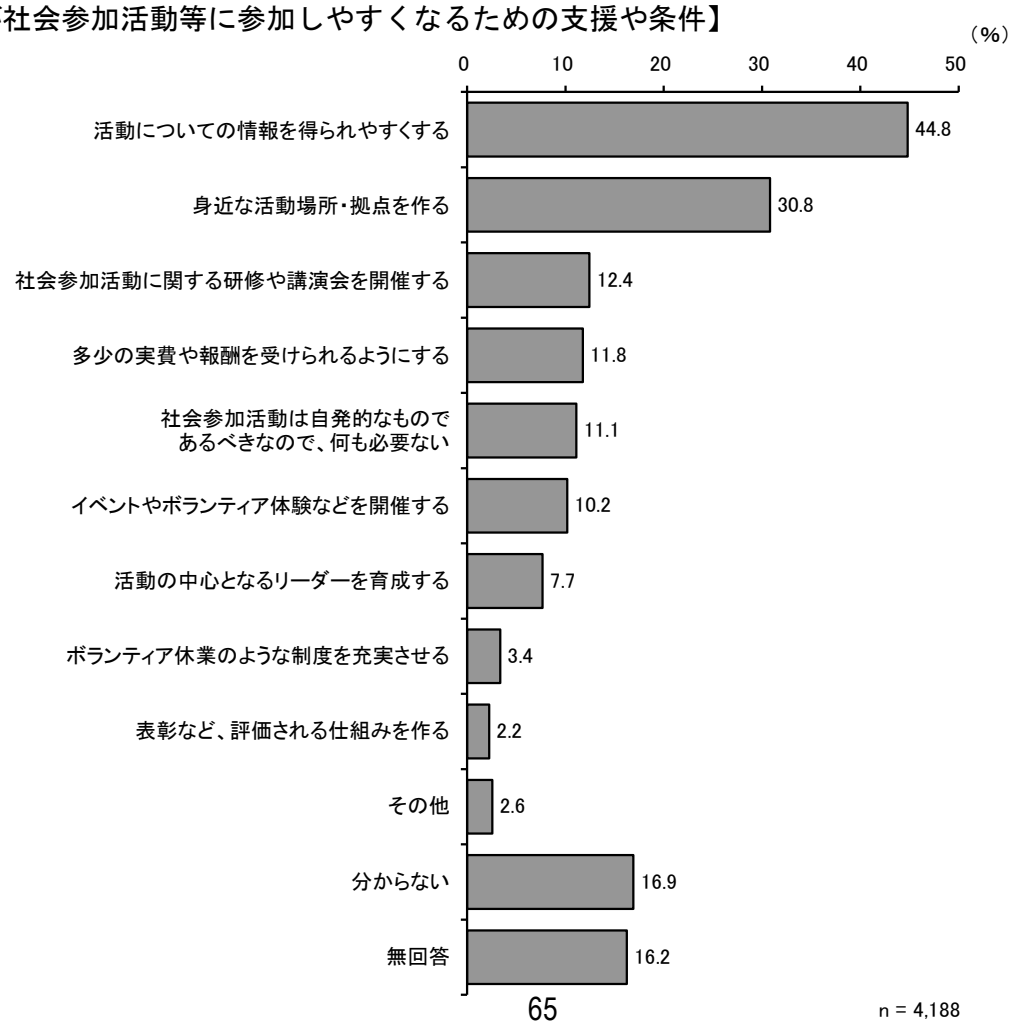

今後の取り組み

（１）社会参加活動の充実

○　高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、活動拠点の実施内容の充実や活動組織の支援を進めるとともに、多様な学習ニーズに対応した学習機会の拡充やボランティア活動を支援します。

○　高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らせるよう、これまで高齢者が培ってきた知識・経験・技術やライフスタイルなどにあわせて、学習、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動などを行うことができる場の確保や機会の創出、情報提供に努めます。

○　仲間づくりや社会参加を促進するため、老人クラブなどの地域の高齢者の自主的な活動へ支援を行います。

番号	事業名		事業内容
1	継続	いきいきプラザ・いきいきセンターの運営	高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、健康などの相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行うことができる施設で、機能回復訓練、高齢者福祉講座、世代間交流などを行います。
2	継続	いきいき活動外出支援	高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動などの外出に対し、借上バスの費用の一部を補助することで高齢者の社会参加を促進します。
3	継続	ことぶき大学校の運営	高齢者が知識や技術を習得し、仲間づくりや社会活動への参加を通じて豊かで充実した生活が送れるよう学習と活動の場を提供します。 また、地域の現状と課題に対する実践的学習や活動体験を通し、卒業後の地域活動への参加を目指します。
4	継続	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションを通し、健康づくり、仲間づくりを進めるため、多くの高齢者がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、高齢者スポーツ広場の整備などにより活動の場の確保を図ります。 また、安全でより良いスポーツ環境を提供するため、スポーツ施設の管理運営及び維持補修などを行います。

番号	事業名		事業内容
5	継続	ボランティアデータベースの運用	ボランティア活動の活性化を図るため、市、千葉市国際交流協会、ボランティアセンター及生涯学習ボランティアセンターが保有するボランティア関連情報を集約し、情報提供します。
6	継続	ボランティア活動の促進	市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、ボランティアセンターで情報提供や講座の開催を行い、ボランティアの育成を図ります。 また、ボランティア活動の活動施設や書籍などの貸出しを行い、ボランティア活動を行う人を支援します。
7	継続	高齢者学級・講座の充実	いきいきプラザ・いきいきセンターでは、絵手紙、陶芸、健康体操などの幅広い内容の講座を開催し、福祉講座の充実を図ります。 公民館や生涯学習センターでは、学習需要や社会の変化に対応して、高齢者を対象に仲間づくりや社会参加活動の促進につながる各種事業を実施します。
8	継続	世代間交流の促進	高齢者の生きがいづくりと介護予防の一環として、高齢者と異世代との共同学習を通じての交流を図ります。また、近隣の小学校や保育園などと連携し、陶芸教室や書初め教室などを開催します。 交流内容については、地域特性や利用者の意見を反映するなどの工夫により、交流拡大に努めます。 在所児の祖父母、地域の高齢者を保育所に招いて伝承行事などを楽しんだり、子ども達が高齢者福祉施設などを訪問するなど、世代間の交流を図ります。 小学生を対象として、放課後や週末などに小学校の施設などを利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などを提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めます。 また、活動を通じて、事業に参加いただく高齢者と子どもたちとの世代間交流が促進されます。

番号	事業名		事業内容
9	継続	全国健康福祉祭参加	高齢者のスポーツの祭典である全国健康福祉祭に千葉市選手団を派遣することで、健康の保持・増進、社会参加や生きがいづくりを進めます。
10	継続	老人クラブ育成	地域に住む高齢者が集まり、レクリエーションや社会奉仕活動を通じながら健康増進や生きがいづくりを目指す自主的な組織を育成します。

（２）高齢者の就労支援

○　意欲や能力を持った高齢者の就労を支援するため、その特性に合った就業機会の開拓を推進します。

○　社会参加を促進するため、シルバー人材センターによる高齢者の就労支援の充実を図ります。

○　新たに買い物支援など暮らしのお手伝いをワンコインにてサービスを行うなど、地域貢献活動に積極的に取り組みます。

番号	事業名		事業内容
1	継続	コミュニティビジネスの促進	コミュニティビジネスの普及・促進を図るため、関係機関・近隣自治体と連携し、市民向けのシンポジウムを開催します。 また、コミュニティビジネスによる創業を目指す者に対して、市コミュニティビジネス推進協議会のネットワークを活用した相談を受付けます。
2	拡充	シルバー人材センターの充実	高齢者が豊かな経験と能力を発揮し、働くことにより、生きがいを高める機会を確保できるよう、シルバー人材センターの運営を支援します。 また、市内の企業に対して、シルバー人材センターの事業内容などのＰＲを積極的に行い、事業規模の拡大契約件数・契約金額の増加を図るとともに、会員数の増加を目指すなど、組織の強化に努めます。 さらに、買い物支援など暮らしのお手伝いをワンコインサービスを新たに行うなど、地域貢献活動に積極的に取り組みます。

３　尊厳ある暮らしの支援

現状

○　在宅や施設などにおける高齢者虐待の相談は年々増加しており、高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、その予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るための対応に取り組んでいます。

○　親族等からの虐待により、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれのある高齢者を一時的に保護し、安全を確保するため、市内の施設に居室を確保しています。

○　高齢者虐待防止連絡会を開催し、あんしんケアセンター、民生委員、在宅サービス事業者、弁護士、警察等との連携を強化しています。

○　認知症等で判断能力が十分でない方の地域生活の安全を確保するため、あんしんケアセンターを中心に、ちば認知症相談コールセンターや認知症疾患医療センターを設置し、相談体制の充実に努めています。

○　成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の普及・啓発、申立支援、専門相談のほか、市民後見人の育成や介護・福祉サービスの利用手続きや財産管理に不安のある高齢者への支援（日常生活自立支援事業）を行っています。

課題

○　ひとり暮らし高齢者や認知症の方が増加している中で、成年後見制度などの権利擁護事業の制度や市民後見人の養成を強化していく必要があります。また、認知症や虐待に関する知識・理解の普及・啓発を引き続き行う必要があります。

○　虐待対応について、早期発見や虐待を受けている高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域の様々な関係者との連携を強化していく必要があります。

○　緊急一時保護を必要とする深刻なケースの増加に対応する必要があります。

○　高齢者の権利や財産を守るため、成年後見支援センターを活用した成年後見制度の周知や利用促進を図り、消費者被害を防ぐため適切な情報提供を行う必要があります。

今後の取り組み

（１）高齢者虐待への対応

○　高齢者虐待に関する市民の理解を深めるため、パンフレットの配布・町内自治会での回覧など広報・啓発活動を行います。

○　高齢者を虐待から守る活動や、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。

○　養介護施設従事者等（施設職員や介護職員）に対しては、その資質の向上を図るため、新任職員や指導的立場にある職員など目的に合わせた研修を実施するほか、施設等に対しては、身体拘束の排除とともに、虐待防止に関する適切な指導・監督を強化します。

○　高齢者虐待に関する知識や理解の普及・啓発を引き続き行っていくとともに、地域の関係機関との連携を一層強化するため、虐待防止連絡会などを引き続き開催します。

○　保健福祉センター職員とあんしんケアセンター等の関係機関の適切な対応力の向上を図るため、個別ケース会議や事例検討会を中心とした研修会を引き続き開催し、関係者間で対応方針や方向性を共有し、一体となって支援に努めます。

○　高齢者虐待の発生時には、必要に応じ警察などと連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室数の確保に努めます。

番号	事業名		事業内容
1	継続	高齢者虐待発生時の居室確保	高齢者虐待が発生し被虐待者と虐待者の分離が必要な場合、スムーズに施設に入所できるような体制を整備します。
2	継続	高齢者虐待防止マニュアルの充実	高齢者虐待の実態を調査し、その結果、必要に応じて高齢者虐待防止マニュアルを整備するとともに、関係機関などに配布し、高齢者虐待防止に対する周知を図ります。また、施設などについては、指導・監督を行います。
3	継続	高齢者虐待防止連絡会の開催	高齢者虐待防止連絡会を開催し、行政及び関係団体の連携を強化するとともに、高齢者虐待の予防と早期発見・対応並びに再発防止に努めます。
4	拡充	高齢者虐待予防・防止の普及啓発	高齢者虐待に関する市民の理解を深めるためパンフレットなどを作成し、普及啓発に努めます。
5	新規	高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修	高齢者権利擁護・身体拘束廃止にかかる新任職員研修及び専門実践研修を実施することにより、身体拘束のない質の高い介護の提供を目指します。

（２）成年後見制度への対応

○　高齢者が認知症や介護の必要な状態になっても、生命や財産が守られ尊厳ある暮らしが継続できるよう、成年後見制度等の利用を促進します。

○　成年後見支援センターの事業を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図るほか、引き続き市民後見人の養成を行うとともに、今後もあんしんケアセンターとともに、高齢者の権利擁護のための支援をします。

番号	事業名		事業内容
1	拡充	成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な高齢者などを保護するため、成年後見制度の利用を支援します。 なお、成年後見人への報酬助成範囲を一部拡充します。
2	継続	成年後見支援センター	成年後見制度の相談、申立手続き支援、専門相談の実施、啓発、市民後見人の育成などを行い、市民に制度の理解、利用促進を図ります。
3	継続	日常生活自立支援	判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるように、千葉市社会福祉協議会において必要なサービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。 また、千葉市社会福祉協議会が法人として成年後見などの業務を受任します。

４　介護基盤の整備

現状

○　本市の介護保険サービスの利用者数は近年急激に増加しており、特に訪問介護や通所介護などの居宅サービスの利用者が伸びている中、第５期計画期間の当初２年間で、訪問介護事業所は 68 か所、通所介護事業所は 77 か所を新たに指定するなど、本市の介護保険サービスの基盤整備は、社会福祉法人をはじめとして、株式会社などの民間参入により着実に進められています。

○　第５期計画では、介護基盤の更なる充実を図るため、入所希望者の多い特別養護老人ホームについて、地域バランスや介護保険料への影響などを勘案し、既存施設への増床のほか、ＵＲや国有地等を活用するなどの工夫を凝らして整備しています。さらに、サービスの質の確保・向上を図るため、介護相談員派遣事業を実施するとともに、指定居宅サービス事業者等連絡会議を開催し、事業者へ適切に情報提供を行っています。また、パンフレットや事業者ガイドブックなどによるサービス利用者・市民への広報活動に努めています。

○　介護保険サービスを支える人材の確保・定着を促進するため、関係団体等で構成する協議会において対策を協議・検討するとともに、平成 24 年度から研修費用を補助する「介護職員初任者研修受講者支援事業」を開始し、質の高い人材の確保と介護保険施設等への定着の促進を図っています。

課題

○　本市では、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年に向け、後期高齢者数が急速に伸び、それに伴って要介護等認定者数も増加していくことが見込まれます。

○　要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、さらに在宅サービスの充実を図る必要があります。

○　特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などの地域包括ケアシステムの中核を担うサービスについては、計画的に事業者の参入を促す必要があります。

○　実態調査の結果によると、介護職員について「不足している」と回答した事業所が 54.4%、「資金面で余裕があれば補充したい」と回答した事業所が 21.6%であり、サービス基盤の整備と併せて、介護人材の確保が課題です。

【利用している在宅サービス】

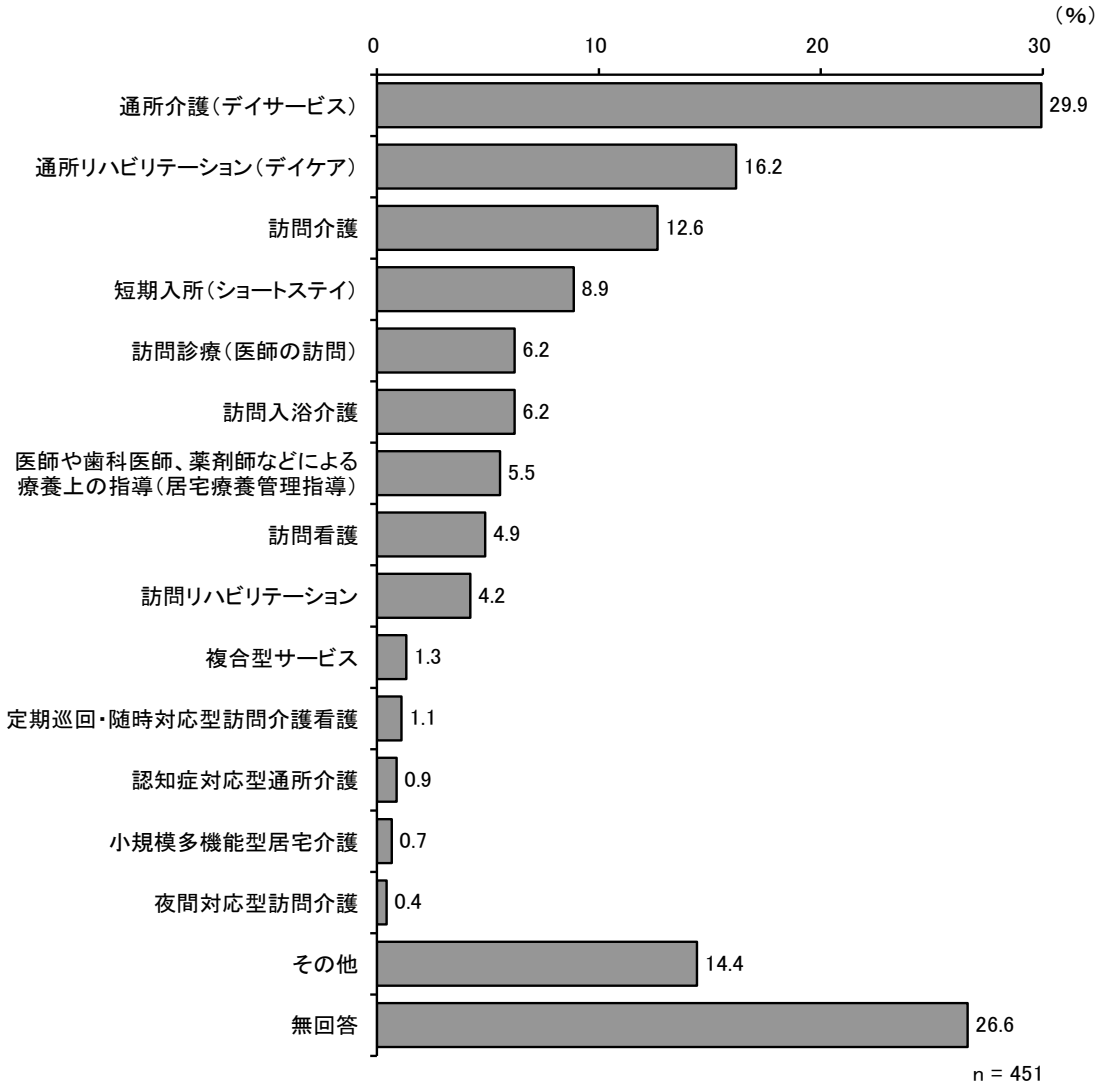

【「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用意向】

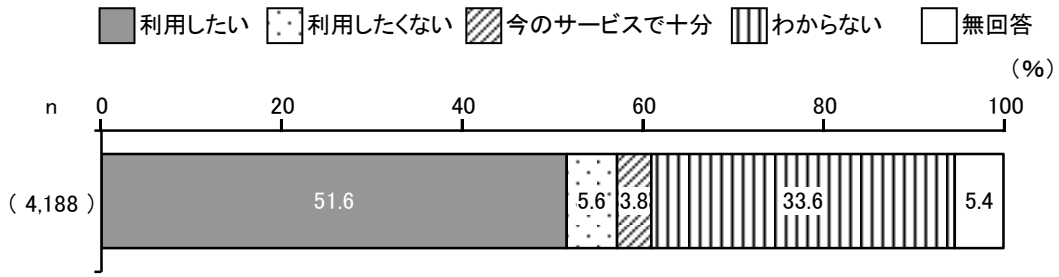

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

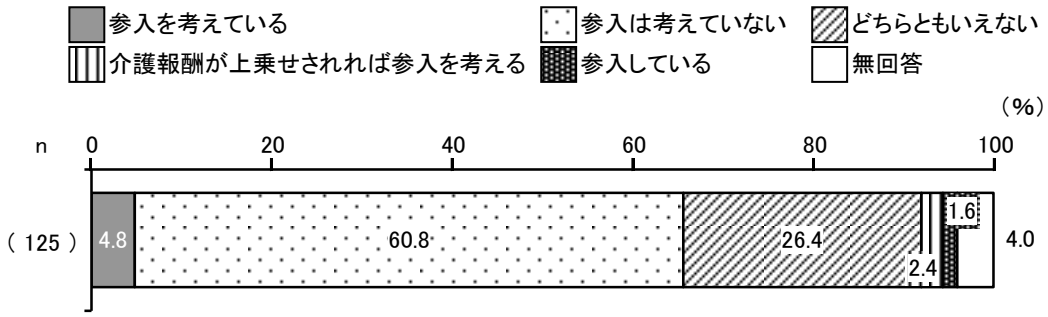

「複合型サービス」の利用意向

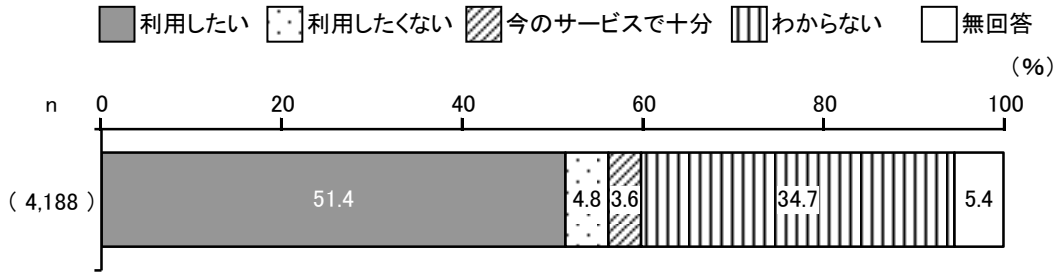

新サービスへの参加意向
「複合型サービス」

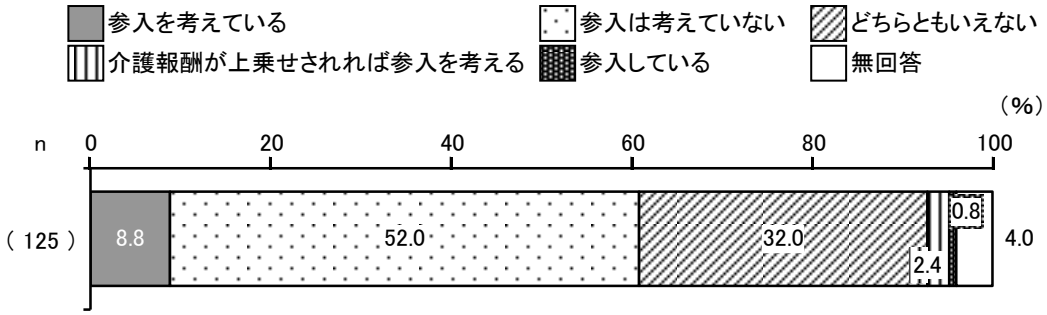

【現在の介護職員数について】

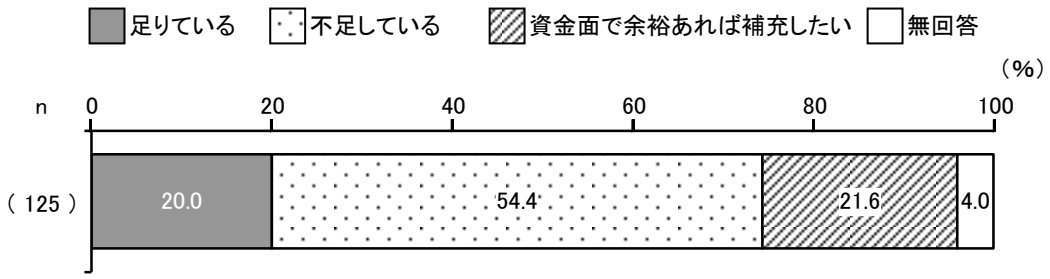

【職員の確保・定着を図るための取り組み】

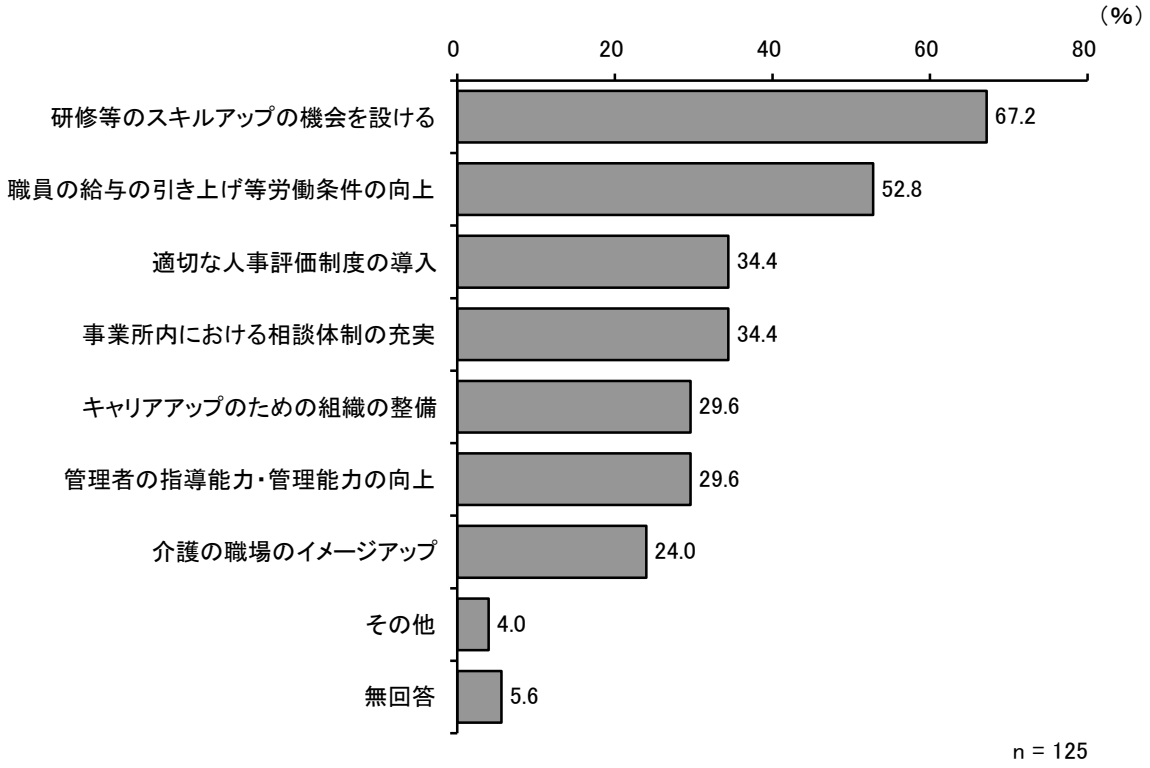

今後の取り組み

（１）介護保険施設等の適正な整備

【　居宅系の介護予防サービス　】

介護保険制度の改正により、これまで全国一律に提供されていた予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、平成 28 年度から地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ段階的に移行し、平成 29 年度には本格実施されます。

サービスが必要な要支援者には、適切に提供されるよう必要なサービス量を見込むとともに、自立した日常生活支援のための体制づくりに努めます。

番号	事業名	事業内容
1	介護予防訪問介護	事業の実施に当たっては、生活支援コーディネーターを配置し、多様な介護予防事業、生活支援サービスが提供できるようにします。 また、従来の事業所に加え、NPO、ボランティア、社会福祉協議会など様々なサービス主体の育成に努めます。
2	介護予防通所介護	
3	介護予防訪問入浴介護	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き各事業者に対して、必要な情報提供に努めます。
4	介護予防訪問看護	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き医療機関などに対して、必要な情報提供に努めます。
5	介護予防訪問リハビリテーション	医療機関などの理解や協力が得られるよう必要な情報提供などを行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
6	介護予防居宅療養管理指導	医療機関によって必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、引き続き各事業者に対して、必要な情報提供を行います。
7	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関の理解や協力が得られるよう必要な情報提供などを行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
8	介護予防短期入所生活介護	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き介護老人福祉施設への併設及び各事業者に対して、必要な情報提供に努めます。
9	介護予防短期入所療養介護	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き介護老人保健施設への併設及び各事業者に対して、必要な情報提供に努めます。
10	介護予防福祉用具貸与	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。

番号	事業名	事業内容
11	特定介護予防福祉用具販売	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
12	介護予防住宅改修	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
13	介護予防認知症対応型通所介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう認知症対応型通所介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。
14	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう小規模多機能型居宅介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。

【　居住系の介護予防サービス　】

番号	事業名	事業内容
1	介護予防特定施設入居者生活介護	自立者や要支援者も入居可能な有料老人ホームなどについては、当該施設の協力を得ながら、必要なサービス量の確保を図ります。
2	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう、あんしんケアセンターと指定事業者に対し、必要な情報提供などを行い必要なサービス量の確保を図ります。

【　居宅系サービス　】

居宅サービスについては、指定居宅サービス事業者や連絡会議などを通じて適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促しサービス提供体制の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容
1	訪問介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
2	訪問入浴介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
3	介護訪問看護	利用者による選択肢の幅が広がるよう、引き続き医療機関などに対して、必要な情報提供に努めます。
4	介護訪問リハビリテーション	医療機関などの理解や協力が得られるよう必要な情報提供などを行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
5	介護予防居宅療養管理指導	医療機関によって必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、引き続き各事業者に対して、必要な情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容
6	通所介護	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
7	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などの理解や協力が得られるよう必要な情報提供などを行い、必要なサービス量の確保を図ります。
8	短期入所生活介護	介護老人福祉施設との併設による計画的な施設整備と必要な情報提供などを行い、今後もサービス量の確保を図ります。 【目標量】（介護予防短期入所生活介護分を含む ） 平成 26 年度見込み　　人分 平成 29 年度目標量　　人分
9	短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療機関の理解や協力が得られるよう必要な情報提供などを行い、今後もサービス量の確保を図ります。
10	福祉用具貸与	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
11	特定福祉用具販売	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
12	住宅改修	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
13	居宅介護支援	利用者の選択肢の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供などを行います。
14	認知症対応型通所介護	必要なサービス量は概ね確保されている状況ですが、同など以上の機能を有する小規模多機能居宅介護の整備を進めます。 【目標量】平成 26 年度見込み　9 事業所 平成 29 年度目標量 － 事業所
15	小規模多機能型居宅介護 （複合型サービスを含む）	地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスであることから、整備の拡大を図ります。 整備に当たっては、認知症対応型共同生活介護との併設や国・県の補助制度に上乗せ補助を行うなど、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】平成 26 年度見込み　14 事業所 平成 29 年度目標量　24 事業所
16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療的ニーズのある要介護者に対して、住み慣れた地域で介護と看護とを一体的に提供するため、地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして、各区２事業所を目標に整備の拡充を図ります。 【整備目標量】平成 26 年度見込み量　6 事業所 平成 29 年度目標量　12 事業所

※事業内容の【目標量】は、本市が必要な利用定員などを定め、計画的に整備するものを計上しています。

【　施設・居住系サービス　】

介護老人福祉施設の入所希望などの状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容
1	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	入所待機者が依然として高水準で推移していることから、整備を積極的に推進します。また、施設の整備地に偏在があることから、施設が少ない区において公有地などを活用した施設整備を図ります。 【目標量】平成 26 年度見込み　3,000 人分 平成 29 年度目標量　3,649 人分
2	介護老人保健施設	空床数が入所待機者数を大幅に上回っていることから、今後、地域医療と地域介護との連携体制の構築のプロセスにおいて、サービスの位置付けを検討し必要な整備量などを見極めていきます。 【目標量】平成 26 年度見込み　2,152 人分 平成 29 年度目標量　－　人分
3	特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホームなど）	重度の要介護者が利用できる施設であり、多様なニーズに応える機能を有していることから、今後、増加が予想される利用希望者に対応するため、地域バランスを考慮して整備を図ります。 整備に当たっては、特別養護老人ホームの入所待機者の受け皿としての観点から、介護専用型施設とします。 【目標量】平成 26 年度見込み　3,625 人分 平成 29 年度目標量　3,999 人分
4	認知症対応型共同生活介護 （高齢者グループホーム）	認知症高齢者の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれるため、地域バランスを考慮して整備を図ります。 地域包括ケア体制の構築及び認知症施策の観点から、小規模多機能型居宅介護との併設などにより、必要なサービス量の確保を図ります。 【目標量】平成 26 年度見込み　1,645 人分 平成 29 年度目標量　1,807 人分
5	介護療養型医療施設	介護療養病床について、運営法人の意向を踏まえ、円滑な転換を促します。

※事業内容欄の【目標量】は、本市が必要な利用定員などを定め、計画的に整備するものを計上しています。
※地域包括ケアシステムの核となる複合的な施設を整備する事業計画については、その内容を充分に審査し、当該計画へ貢献すると認められるものであれば、目標量の枠内に収めることを原則としながらも、地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護の併設を容認するなど特例的な措置を講じることや審査手続などについて柔軟に対応することとします。

（２）介護人材の確保・定着の促進

○　引き続き、関係団体等で構成する協議会において対策を協議・検討するとともに、医療･介護サービス提供体制を推進するために千葉県に設置される基金の活用を検討し、将来を見据えた参入促進・人材育成や、介護職員の定着支援のための取組みを推進します。

番号	事業名	事業内容
1	介護職員初任者研修受講者支援事業	介護職員初任者研修修了後、市内の介護施設などで一定期間就業した場合、受講に要した経費のうち半額（上限 50,000 円）を助成します。
2	介護人材の確保に向けた広報の充実	介護に関わる仕事を身近に感じ、魅力ある仕事として認められるよう、ホームページなどを活用した広報活動を行います。
3	福祉人材確保･定着千葉地域推進協議会の開催	関係団体などで構成する協議会を設置し、労働環境などを含めた総合的な対策について検討を行い、各団体による取り組みを支援します。

５　介護保険サービスの提供

現状

○　本市においても確実に高齢化が進んでおり、第５期計画期間中、高齢化率は平成24 年度の 21.5%から平成 26 年度は 23.5%と２ポイント増加し、それに伴い介護保険給付費等も着実に伸びています。

○　低所得者の負担軽減対策では、本市独自の保険料減免を実施するとともに、施設等における居住費・食費の補足給付など、利用者負担軽減対策を実施しています。

○　サービスの信頼感を高めるため、事業者実地指導や集団指導、介護給付費通知、居宅介護計画費の点検など、介護給付の適正化に取り組んでいます。しかし、一部の事業者による不適切な請求事例などが発生しています。

課題

○　第５期計画期間における要介護等認定者数の実績やサービスの利用実績、特別養護老人ホーム等の整備見込量を勘案して、第６期計画期間の介護サービス見込量等を推計する必要があります。

○　皆保険制度である介護保険制度を維持していくため、引き続き低所得者への配慮を検討していく必要があります。

○　利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度とするため、介護給付の適正化を引き続き図る必要があります。

今後の取り組み

（１）介護保険サービス提供の見込み

（1）被

本市の人 、図表１－７、図表１－８、

これまで 今後、急速に進展すると ると見込まれています。

作成中

図表１－７　被保険者数の見込み

単位：人

項目 ＼ 期・年度		第５期 平成 26 年度	第６期計画期間 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	第７期 平成 32 年度	第９期 平成 37 年度
被保険者数	第１号被保険者	225, 171	251, 161	257, 430	263, 149	276, 164	285, 464
	65～74 歳	130, 164	141, 915	140, 929	138, 993	132, 450	110, 075
	75 歳以上	95, 007	109, 246	116, 501	124, 156	143, 714	122, 789
	第２号被保険者 40～64 歳	334, 012	336, 754	337, 819	338, 619	342, 229	342, 994
	合計	559, 183	587, 915	595, 249	601, 768	618, 393	628, 458

注１：各年度９月末時点
注２：平成 26 年度は実績値、27 年度以降は推計値

図表１－８　要支援・要介護認定者数の見込み

ア　要支援・要介護認定者総数

単位：人

項目 ＼ 期・年度	第５期 平成 26 年度	第６期計画期間 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	第７期 平成 32 年度	第９期 平成 37 年度
第１号被保険者	225, 171	251, 161	257, 430	263, 149	276, 164	285, 464
認定者数合計（第２号被保険者含む）	34, 548	39, 933	42, 812	46, 059	55, 503	69, 333
認定者数（第１号被保険者）	33, 554	38, 938	41, 819	45, 069	54, 465	68, 290
認定率（第１号被保険者）	14. 90%	15. 50%	16. 24%	17. 13%	19. 72%	23. 92%

注１：各年度９月末時点
注２：平成 26 年度は実績値、27 年度以降は推計値
注３：認定率（第１号被保険者）＝認定者数（第１号被保険者）÷第１号被保険者数

イ　要支援・要介護度別認定者数

単位：人

項　目 ＼ 期・年度	第５期	第６期計画期間			第７期	第９期
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援・要介護認定者数（第２号被保険者含む）	34,548	39,933	42,812	46,059	55,503	69,333
要支援１	4,761	5,463	5,821	6,239	7,356	8,896
要支援２	4,412	5,046	5,379	5,770	6,949	8,415
要介護１	7,258	8,757	9,762	10,888	13,895	17,175
要介護２	5,863	6,761	7,231	7,757	9,410	12,117
要介護３	4,660	5,477	5,951	6,479	7,996	10,287
要介護４	4,081	4,576	4,748	4,935	5,624	7,128
要介護５	3,513	3,853	3,920	3,991	4,273	5,315

注１：各年度９月末時点
注２：平成 26 年度は実績値、27 年度以降は推計値

図表１－９　サービス利用者数の見込み

単位：人

項　目 ＼ 期・年度	第５期	第６期計画期間			第７期	第９期
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援・要介護認定者数（第２号被保険者含む）　A	34,548	39,933	42,812	46,059	55,503	69,333
施設・居住系サービス利用者数Ｂ＝Ｃ＋Ｄ	7,326	7,820	8,063	8,336	8,829	11,672
施設サービス利用者数　C	4,381	4,637	4,829	4,997	5,351	7,014
介護老人福祉施設	2,563	2,785	2,960	3,110	3,410	4,455
介護老人保健施設	1,704	1,738	1,755	1,773	1,827	2,445
うち介護療養転換分		0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	114	114	114	114	114	114
居住系サービス　D	2,945	3,183	3,234	3,339	3,478	4,658
認知症対応型共同生活介護	1,474	1,552	1,588	1,624	1,660	2,221
特定施設入居者生活介護	1,404	1,488	1,503	1,572	1,642	2,197
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	56	56	56	66	91
地域密着型介護老人福祉施設	67	87	87	87	110	149
居宅サービス利用者数（居住系サービス利用者数Ｄを除く）　E	22,132	23,820	25,843	27,972	35,617	51,945
居宅サービス利用者数（居住系サービス利用者数Ｄを含む）　F	25,077	27,003	29,077	31,311	39,095	56,603
サービス利用者数合計　G＝Ｃ＋Ｆ	29,458	31,640	33,906	36,308	44,446	63,617

注：平成 26 年度は実績見込み値、平成 27 年度以降は推計値

（２）サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み

第 ションなどのサービス
にく
ま 活ケアを推進する観点
から 規模多機能型居宅介護
等の

作成中

① 居宅サービス

居宅サービス（予防給付対象サービス）の目標値

サービス種類・単位 ＼ 期・年度			第５期	第６期計画期間			第７期	第９期
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
（１）介護予防サービス	①介護予防訪問介護	人	2, 654	2, 790	1, 413	0	0	0
	②介護予防訪問入浴介護	回	61	96	132	179	203	388
	③介護予防訪問看護	回	15, 539	20, 228	24, 250	29, 047	42, 737	60, 572
	④介護予防訪問リハビリテーション	日	2, 735	3, 395	3, 886	4, 452	5, 878	7, 103
	⑤介護予防居宅療養管理指導	人	243	297	335	378	490	602
	⑥介護予防通所介護	人	2, 351	2, 796	1, 541	0	0	0
	⑦介護予防通所リハビリテーション	人	537	671	772	888	1, 170	1, 414
	⑧介護予防短期入所生活介護	日	2, 622	3, 232	3, 679	4, 198	5, 952	9, 007
	⑨介護予防短期入所療養介護	日	472	827	1, 246	1, 793	3, 222	5, 605
	⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	200	209	211	222	232	310
	⑪介護予防福祉用具貸与	人	1, 419	1, 716	1, 920	2, 155	2, 756	3, 331
	⑫介護予防特定福祉用具販売	人	66	79	87	97	126	154
	⑬介護予防住宅改修	人	70	82	89	97	121	150
（２）地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0	0
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	19	22	25	29	32	44
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	3	3	3	3	3	4
（３）介護予防支援		人	5, 267	6, 041	4, 770	3, 111	3, 205	3, 368

注１：「回」「日」は年間延べ利用回数（日数）、「人」は１月あたり人数
注２：訪問介護の１回は１時間
注３：介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションは包括報酬のため回数の設定はできない。
注４：平成 26 年度は実績見込み値、27 年度以降は計画値

図表１-11　居宅サービス（介護給付対象サービス）の目標値

サービス種類・単位 ＼ 期・年度			第５期	第６期			第７期	第９期
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
（1）居宅サービス	①訪問介護	回	1,867,308	2,259,349	2,454,716	2,672,212	3,432,138	4,263,133
	②訪問入浴介護	回	43,152	49,081	51,354	53,578	60,499	72,952
	③訪問看護	回	252,568	338,269	405,983	486,529	751,998	1,141,568
	④訪問リハビリテーション	回	44,456	59,396	70,094	81,649	108,299	139,424
	⑤居宅療養管理指導	人	4,924	6,136	6,846	7,630	9,727	12,234
	⑥通所介護	回	839,892	1,047,288	473.392	534,992	732,985	953,579
	⑦通所リハビリテーション	回	235,432	279,934	301,606	324,649	396,699	499,142
	⑧短期入所生活介護	日	288,019	344,407	369,863	399,514	531,940	744,662
	⑨短期入所療養介護	日	24,269	29,969	33,727	39,013	60,737	98,623
	⑩特定施設入居者生活介護	人	1,404	1,488	1,503	1,572	1,642	2,197
	⑪福祉用具貸与	人	8,930	11,065	12,398	13,921	18,493	23,309
	⑫特定福祉用具販売	人	204	240	254	268	324	401
	⑬住宅改修	人	136	162	173	186	221	274
（2）地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	②認知症対応型通所介護	回	12,674	15,433	15,684	15,864	19,121	26,020
	③小規模多機能型居宅介護	人	147	160	193	224	256	343
	④認知症対応型共同生活介護	人	1,474	1,552	1,588	1,624	1,660	2,221
	⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	56	56	56	66	91
	⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	67	87	87	87	101	132
	⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	64	212	318	423	504	675
	⑧複合型サービス	人	35	41	75	93	110	149
	⑨地域密着型通所介護	人	0	0	5,997	6,743	9,097	11,555
（3）居宅介護支援		人	14,775	17,757	19,371	21,168	26,766	33,731

注１：「回」「日」は年間延べ利用回数（日数）、「人」は１月あたり人数
注２：訪問介護の１回は１時間
注３：平成 26 年度は実績見込み値、27 年度以降は計画値

（３）保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第[illegible]サービスごとの１回（１日[illegible]処遇改善の確保などを踏[illegible]踏まえたサービスごとの[illegible]事業の実績を踏まえ、平成[illegible]設定しました。

作成中

※介護報酬における地域区分について

介護報酬は、基本の報酬単価である 10 円に対して、都市部や離島などの地域ごとに区分された上乗せ割合を乗ずることにより、報酬単価が割り増しされています。

図表１-15　保険給付費及び地域支援事業費の見込み

単位：百万円

期・年度 / 項　目	第５期	第６期計画期間			第７期	第９期
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
保険給付費	55,298	60,430	64,222	68,356	83,597	111,891
居宅サービス	38,328	42,866	45,757	49,027	61,827	80,972
介護サービス	35,700	39,785	43,434	47,578	60,021	78,709
介護予防サービス	2,628	3,081	2,323	1,449	1,806	2,263
施設サービス	14,180	14,573	15,164	15,681	16,776	21,997
その他	2,790	2,991	3,301	3,648	4,994	8,922
地域支援事業費	1,367					
合計	56,665					

注１：平成 26 年度は計画値、27 年度以降は計画値

注２：「その他」は、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料の合計額

（4）第１号被保険者の保険料

① 費用の負担割合（財源構成）

作成中

費（国・県・市）と第
１ 保険料で負担すること
に 意事業分は、公費と第
１ のように定められてい
ま

図表１-16　第５期における費用の負担割合

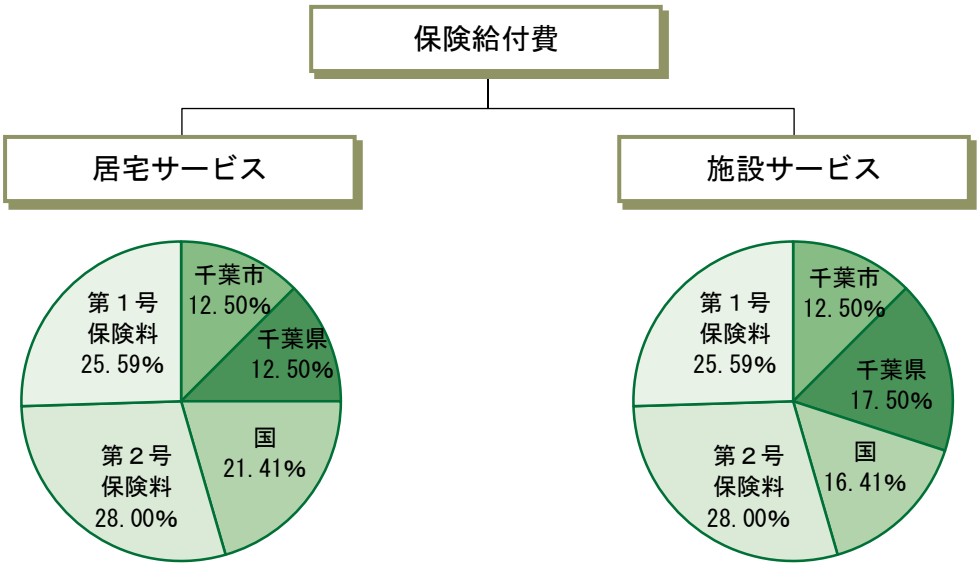

注：保険給付費の第１号保険料負担割合は、市町村間の格差是正のための調整の仕組み（調整交付金）があるため市町村ごとに異なり、標準的な市町村では 22%となる。なお、調整交付金の交付割合は、1.41%と見込む。

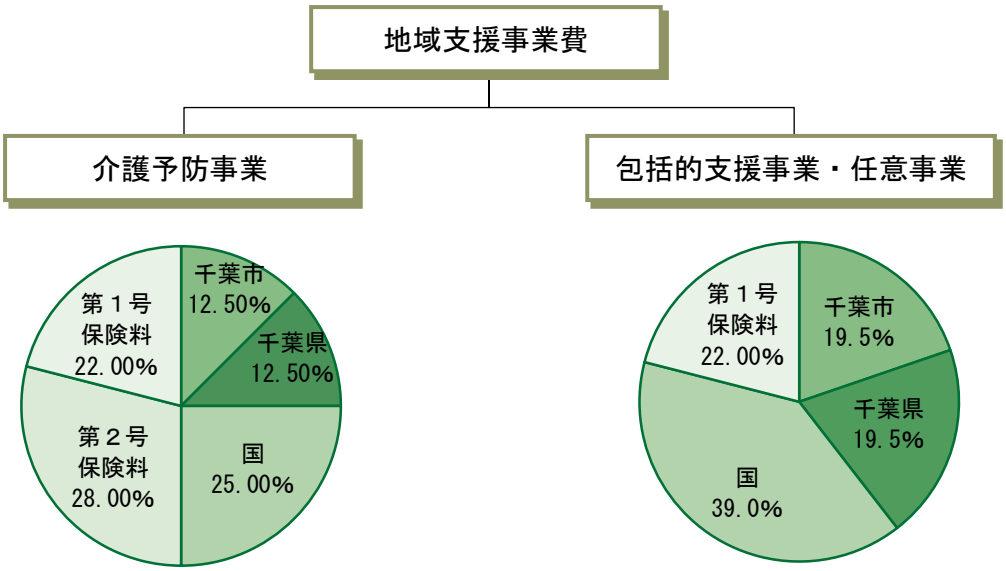

注：地域支援事業費は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業とで財源構成が異なる。

② 保険料段階の設定と保険料

第６期の介護保険料については、全国的に上昇が見込まれており、本市においても同様な状況にあることから、引き続き被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定が必要となります。

このため、国の考え方を踏まえ、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じて保険料を賦課するよう保険料段階の多段階化の維持及び料率の見直し等を行います。

ア　第１段階と第２段階の統合

第５期計画期間の第１段階と第２段階を統合して新第１段階とし、保険料率を０．５→０．３とします。

イ　本人市民税非課税層における一部変更

第５期計画期間の第３から第６段階を新第２段階から第５段階とし、新第２段階の保険料率を０．６５から０．５、新第３段階を０．７５から０．７とします。

ウ　本人市民税課税層における一部変更

第５期計画期間の第７段階（本人市民税課税層のうち最も課税額の低い段階）を２つに分けて、新第６段階（「合計所得金額」８０万円未満）と新第７段階（「合計所得金額８０万円以上１２５万円未満」とします。

エ　千葉市介護給付準備基金の状況

本市に設置している介護給付準備基金は、第５期計画終了時点の基金残高見込みが約２４億円となる見込みであるため、その一部を保険料負担軽減に充てるため取り崩します。

これにより、第６期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）の第１号被保険者の保険料基準額（月額）は次のとおりとなります。

第６期計画期間における
第１号被保険者の保険料基準額（月額）　＝　５，５００円程度※

※　最終的な保険料は、今後の変動要因（介護報酬の改定や、千葉市介護給付準備基金の取り崩し等）を踏まえ算定します。

また、平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料段階と各年度の保険料は、図表１-17 のとおりとなります。

図表 1-17　保険料段階と保険料

単位：円

第５期計画（平成 24～26 年度）				第６期計画（平成 27～29 年度）				
第5期計画	**保険料率**	**保険料（月額）**	**保険料（年額）**	**第6期計画（新段階）**	**対象者**	**保険料率**	**保険料（月額）**	**保険料（年額）**
第 1 段階	×0.5	2,443	29,322	第 1 段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.3		
第 2 段階	×0.5	2,443	29,322		世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方等	×0.3		
第 3 段階	×0.65	3,176	38,118	第 2 段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が **80 万円を超えて 120 万円以下**の方等	**×0.5**		
第 4 段階	×0.75	3,665	43,983	第 3 段階	世帯員全員が市民税非課税で第 3 段階以外の方等	×0.7		
第 5 段階	×0.9	4,398	52,779	第 4 段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方等	×0.9		
第 6 段階 **（基準）**	×1.0	4,887	58,644	第 5 段階 **（基準）**	本人が市民税非課税で第 5 段階以外の方	×1.0		
第 7 段階	×1.1	5,375	64,508	第 6 段階（新設）	本人が市民税課税で合計所得金額 80 万円未満の方等	×1.05		
				第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 80 万円以上 125 万円未満の方等	×1.1		
第 8 段階	×1.25	6,108	73,305	第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 125 万円以上 190 万円未満の方等	×1.25		
第 9 段階	×1.5	7,330	87,966	第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 190 万円以上 300 万円未満の方等	×1.5		
第 10 段階	×1.75	8,552	102,627	第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 300 万円以上 500 万円未満の方等	×1.75		
第 11 段階	×2.0	9,774	117,288	第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 **500 万円以上 700 万円未満**の方等	×2.0		
第 12 段階	×2.25	10,995	131,949	第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 **700 万円以上 900 万円未満**の方等	×2.25		
第 13 段階	×2.4	11,728	140,745	第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額 **900 万円以上**の方	×2.4		

保険料については、今後の国における介護報酬の改定等の変動要因を踏まえて算定する。

（２）低所得者への配慮

○　市民税非課税世帯の保険料負担を軽減するため、新たに公費を投入し、新第１段階～第３段階の保険料率を引き下げます。

○　収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、本市独自の保険料減免を継続します。（要検討）

番号	事業名	事業内容
1	低所得者に対する本市独自の保険料減免	介護保険料の料率が公費投入により軽減され、より低所得者に配慮した料率の設定となる見込みであるため、継続の可否は未定です。 今後設定される保険料段階を踏まえて検討を行う必要があります。
2	低所得者に対する利用者負担軽減	施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人など利用者負担軽減対策事業、災害などの特別な事情による減免など、利用者負担軽減対策を実施します。

（３）介護給付適正化の推進

○　国が示した「第３期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知書」の主要５事業を実施します。また、介護予防に資する効果的なプランとするため、介護支援専門員のスキルアップやケアプランの点検の充実を図ります。

○　介護保険制度の適正な運営とよりよいケアの実施を図るため、介護サービス事業者への指導を実施するとともに、不正が疑われる事業者に対しては監査を実施し、必要な措置を講じます。

番号	事業名	事業内容
1	ケアマネジャーへの支援	千葉市介護支援専門員協議会と密接に連携し、ケアマネジャーへの情報提供や研修を実施するほか、あんしんケアセンターで、支援困難事例などの相談対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。 また、介護保険事業者集団指導及び指定居宅サービス事業者など連絡会議を開催し、運営基準の解釈や制度改正点の周知を行うことにより、適正な事業運営とサービスの質の向上を図ります。
2	サービス事業者への支援	介護保険事業者集団指導及び指定居宅サービス事業者など連絡会議を通じた情報提供により、サービス事業者への支援を行います。
3	介護相談員派遣事業の実施	市が委嘱した介護相談員が、サービス事業所を訪問して利用者などの相談に応じることにより、その疑問・不安・不満の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質の向上を図ります。
4	居宅介護支援事業者等支援	在宅サービスを受けていない要介護（要支援）者が住宅改修をする場合、理由書を作成したケアマネジャーを支援します。
5	制度や事業者情報に関する広報の推進	年度ごとにパンフレットを更新し、関係各機関に必要数を配布することにより、介護保険制度に関する普及・啓発を行います。
6	介護保険給付の適正化	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導に取り組むとともに、介護保険事業者集団指導や住宅改修について施工前・後に現地確認を行うほか、介護給付費通知、居宅介護計画費の点検などを実施します。 また、居宅介護支援事業所に対しては、併せてケアプラン点検なども給付適正化を図るため実施します。
7	居宅及び施設サービスの適切な事業者指定	居宅及び施設サービスについては、今後のサービス利用見込量を踏まえつつ、指定基準に基づき適切に市内事業者の指定を行うほか、実地指導などによる指導監査を通じて、適正なサービス確保を図ります。

8	公平な要介護認定の実施	認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修を実施するとともに、審査会委員の研修や「審査部会長会議連絡協議会」の開催により、各部会の審査判定の平準化を図ります。
9	高齢者福祉・介護保険専門分科会	計画策定は３年ごとに行いますが、策定年度のみ高齢福祉課が所管し、それ以外の年度は介護保険課が所管します。引き続き、計画の策定や進捗状況確認、事業拡充などについて、専門分科会に諮ります。
10	地域密着型サービスの適切な事業者指定	地域密着型サービスについては、今後のサービス利用見込量を踏まえ、「あんしんケアセンターなど運営部会」の意見を聞いて、事業者指定を行うほか、実地指導などによる指導監査を通じて、適正なサービス確保を図ります。 また、事業者に対しては、補助制度の周知を行うとともに、市民及びケアマネージャーへは具体的なサービス活用の事例を紹介するなど、啓発活動に積極的に取り組みます。

第５章　計画の推進に向けて

１　体制整備の推進

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。

このため、市民に対する計画の積極的な広報に努めることで、高齢者自身を含め、市民各層や自治会、ボランティア団体、NPO などによる地域活動への積極的な参加により、協働して施策を推進します。

計画の推進にあたっては、庁内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、保健・医療・福祉部門の関係団体及び介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めます。

２　進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、定量的な評価を行います。

計画の推進にあたっては、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行ないます。